

第4次掛川市 男女共同参画行動計画 素案

令和4年●月

掛 川 市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	3
3	計画の期間	5
4	計画の位置づけ	6
第2章	市の現状と課題	7
1	統計から見える現状	7
2	アンケートから見える現状	13
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	計画の目指す姿	35
2	基本目標	36
3	体系図	38
第4章	施策の展開	40
基本目標 1	誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり	40
基本目標 2	誰もが働きやすく活躍できる環境づくり	49
基本目標 3	人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	56
基本目標 4	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実.....	67

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義され、その促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとしています。

掛川市では、平成 18 年 4 月に「掛川市男女共同参画条例」を施行し、この条例に基づき、平成 18 年度に「第 1 次掛川市男女共同参画行動計画」、平成 23 年度には「第 2 次掛川市男女共同参画行動計画」を策定しました。また、平成 28 年 4 月に「掛川市男女共同参画条例」を改正、同年度には、「第 3 次掛川市男女共同参画行動計画」を策定し、5 年ごとに見直しをしながら、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点から横断的に推進事業に取り組むとともに、社会的機運醸成や行動変容につながるよう取り組みを積極的に進めてまいりました。特に、平成 28 年の掛川市男女共同参画条例の改正により、市の設置する委員会の委員の男女比を 50%としたことは、大きな意識改革を図ることができました。

また、地方創生や平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取り組みにより、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、ダイバーシティの視点から課題を認識していくことも必要です。

加えて、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画社会の重要性を改めて認識することになりました。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることがないように、男女共同参画の課題への対応がより一層求められています。

今後は、こうした課題を踏まえ、ダイバーシティ社会の実現に向けて、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、アンコンシャス・バイアスの解消等、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての課題を解決することが必要となっています。

本市ではこうした現状や国の第5次男女共同参画基本計画や第3次静岡県男女共同参画基本計画を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、「第4次掛川市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 / 計画策定の背景

(1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和 2 年 12 月 25 日には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の推進に向けた国及び地方公共団体の責務等を定めています。

令和元年には、「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

(3) 静岡県の動き

県は、平成 13 年 7 月に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成 15 年にこれに基づく「静岡県男女共同参画基本計画」を、平成 22 年に「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」を策定しました。第 2 次計画は基本計画と実践計画の 2 部で構成されており、計画の実行性を高め、着実な進捗を図るため計画期間の 10 年を 3 期に分け、具体的な施策や数値目標を盛り込み、重点テーマを定めて推進しています。

また、平成 29 年には「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、基本計画及び実践計画の中の職業分野に特化した計画と位置づけ、女性活躍推進のための施策を官民が連携して推進しています。

令和 2 年度には、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年を計画期間とした第 3 次基本計画を策定しました。

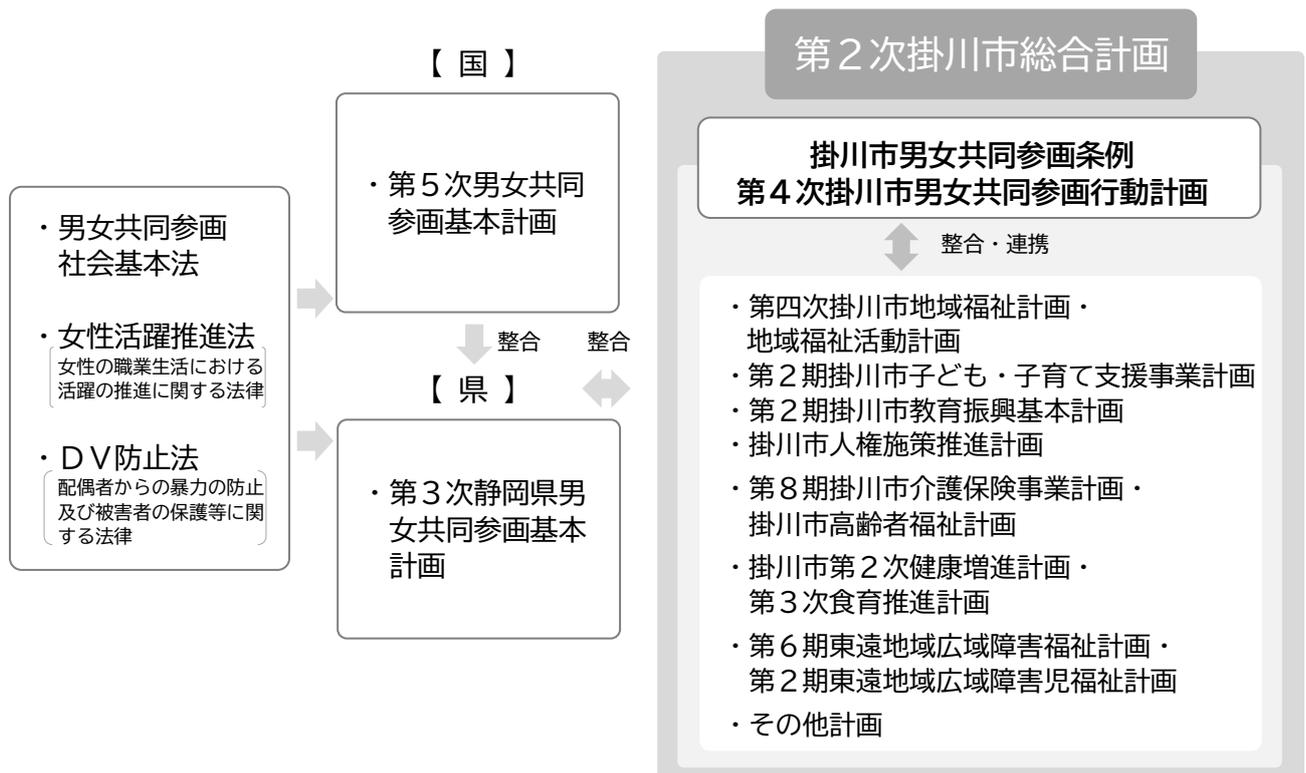
3 計画の期間

計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
第 3 次掛川市男女共同参画行動計画					第 4 次掛川市男女共同参画行動計画				

4 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「掛川市男女共同参画条例」第11条第1項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本計画は、「第2次掛川市総合計画」を上位計画とし、「第四次掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「第2期掛川市子ども・子育て支援事業計画」「第2期掛川市教育振興基本計画」「掛川市人権施策推進計画」「第8期掛川市介護保険事業計画・掛川市高齢者福祉計画」「掛川市第2次健康増進計画・第3次食育推進計画」「第6期東遠地域広域障害福祉計画・第2期東遠地域広域障害児福祉計画」などの関連計画との整合性を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」及び静岡県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」と整合性に配慮した計画としています。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。



第2章

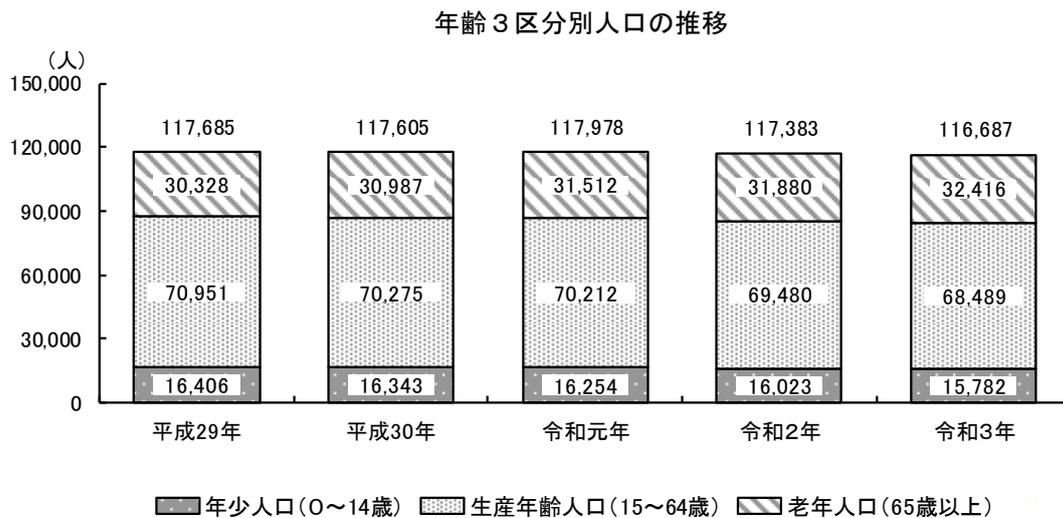
市の現状と課題

1 統計から見える現状

(1) 人口等の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあり、2021（令和3）年で116,687人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、2021（令和3）年は0～14歳が15,782人、15～64歳が68,489人、65歳以上が32,416人となっています。

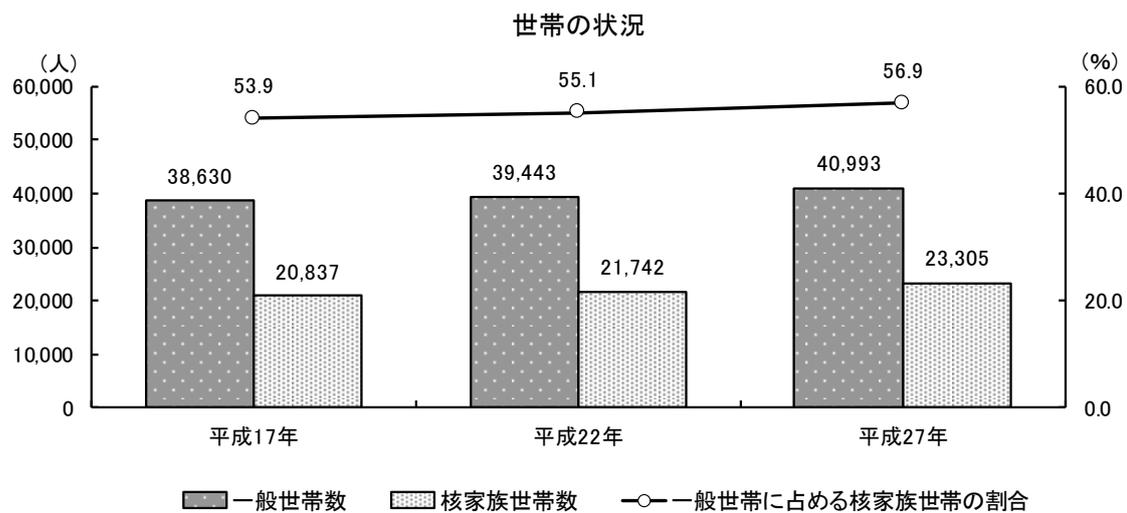


資料：掛川市の住民登録人口（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

① 世帯の状況

世帯区分をみると、一般世帯数、核家族世帯数ともに年々増加しています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあります。

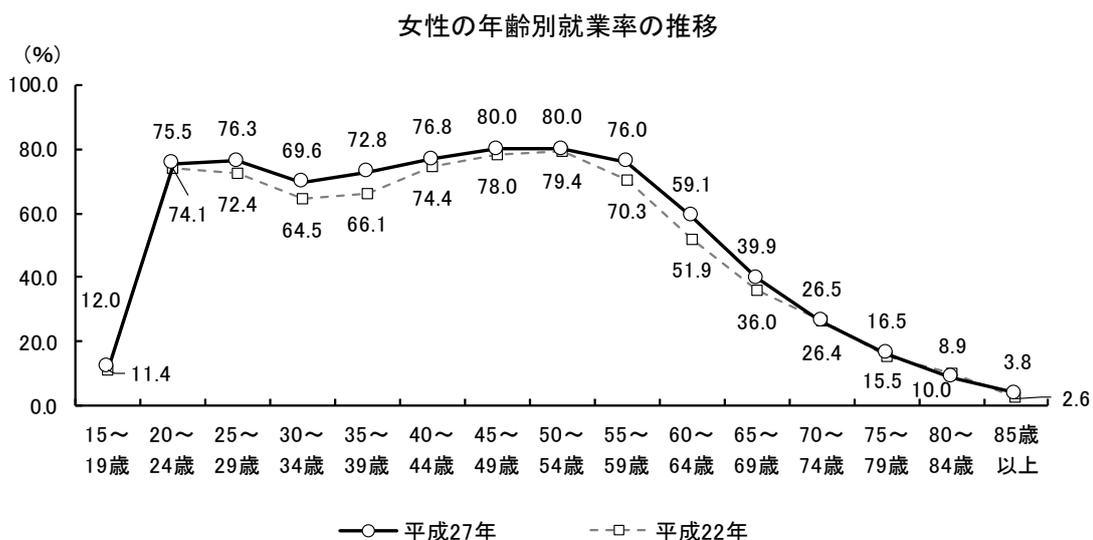


資料：国勢調査

(3) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

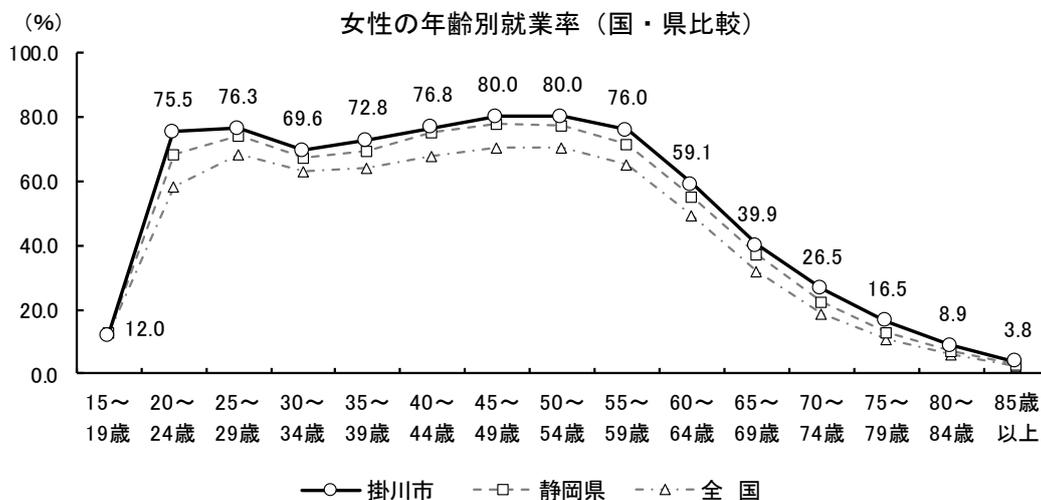
女性の年齢別就業率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いていますが、2010（平成22）年に比べ、2015（平成27）年のM字カーブの底は緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（掛川市、県、国）

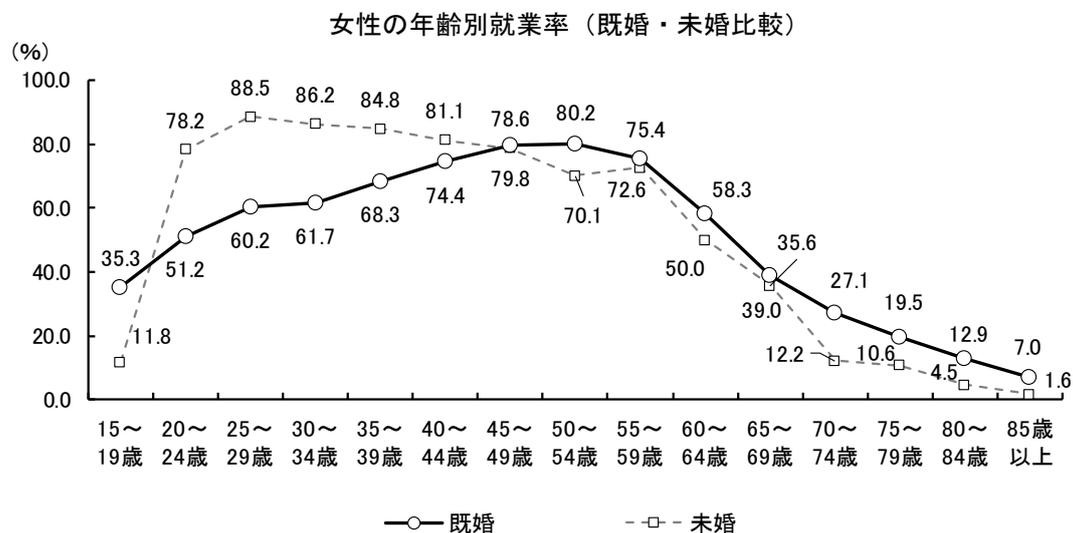
本市の女性の年齢別就業率は全国、県と比較すると、どの年代も高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（婚姻状況別）

女性の年齢別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において、未婚者に比べ既婚者の就業率が大幅に低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

④ 男女別雇用形態の状況

本市の男女別雇用形態は全国、県と比較すると、正規の職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他のすべてにおいて、ほぼ同程度となっています。

男女別雇用形態の状況

性別	掛川市	静岡県	全国
男性			
正規の職員・従業員 (%)	82.2	82.3	81.8
労働者派遣事業所の派遣社員 (%)	4.4	3.3	2.6
パート・アルバイト・その他 (%)	13.4	14.4	15.6
女性			
正規の職員・従業員 (%)	44.1	43.6	45.5
労働者派遣事業所の派遣社員 (%)	6.1	4.6	4.1
パート・アルバイト・その他 (%)	49.9	51.8	50.4

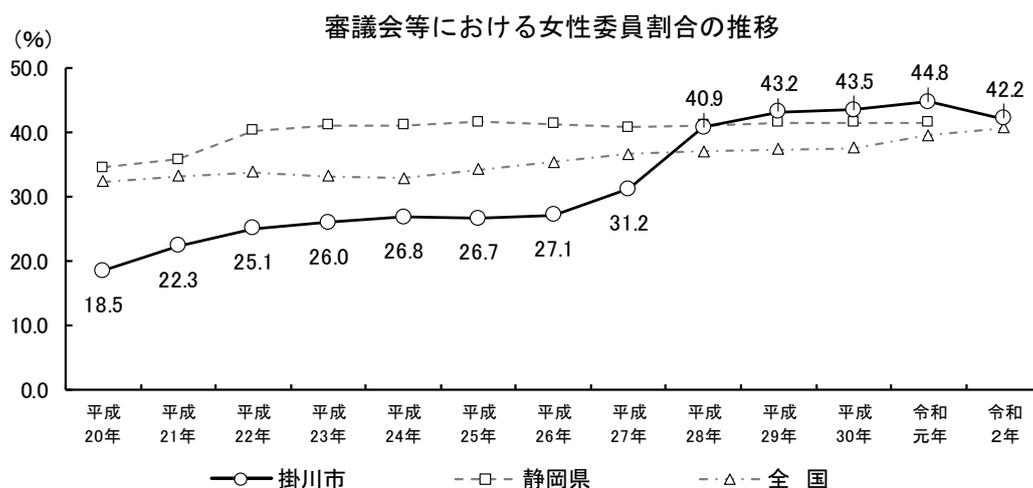
資料：国勢調査（平成27年）

(4) 意思決定・方針決定過程への女性の参画状況

① 審議会等における女性委員割合の推移

審議会等における女性委員割合をみると、年々増加傾向にあり、令和2年には42.2%となっています。

全国・県と比較すると、平成20年以降、国・県より低い値で推移していましたが、平成26年以降に大幅に増加し、平成28年度以降は全国より高く、県と同程度で推移しています。



資料：掛川市：審議会・委員会等への女性登用状況調査（各年4月1日現在）
 静岡県：第40回静岡県男女共同参画会議用資料（参考資料3）
 「統計調査から見た男女共同参画の現状」くらし・環境部県民生活局男女共同参画課（調査実施月不明）
 全 国：内閣府男女共同参画局
 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（各年9月30日現在）

② 諸会議等における女性比率（掛川市）

諸会議等における女性比率をみると、市の審議会、委員会などにおける女性委員の割合が最も高く、42.20%となっています。

諸会議等における女性比率

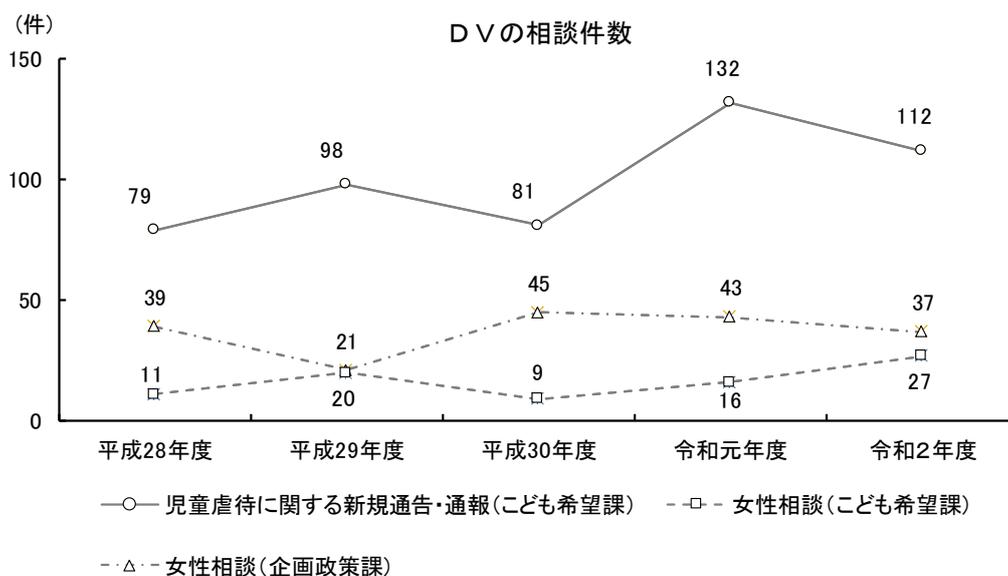
	全数 (人)	うち女性 (人)	比率 (%)
市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	590	249	42.20
市役所の女性管理監督職（部・局長級以上）の割合	21	2	9.52
市役所の女性管理監督職（課長級以上）の割合	63	9	14.29
市役所の女性管理監督職（課長補佐級以上）の割合	139	24	17.27
市役所の女性管理監督職（係長級以上）の割合	351	87	24.79
小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	62	17	27.42
農業委員に占める女性の割合	14	2	14.29
防災委員に占める女性の割合	32	11	34.38

資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

(5) DVに関する状況

① DVの相談件数

DVの相談件数をみると、児童虐待に関する新規通告・通報件数が増加傾向にあり、令和2年度は112件となっています。女性相談については、増減を繰り返しつつ横ばいで推移しています。



資料：庁内資料

(6) 育児休業の状況

① 男性職員の育児休業の取得率

男性職員の育児休業の取得率をみると、令和2年度は5.00%となっており、いずれの年度も1割未満となっています。

男性職員の育児休業の取得率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性職員の育児休業の取得率 (%)	3.85	0.00	5.00	0.00	5.00

資料：庁内資料

2 アンケートから見える現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

男女共同参画に関する意識やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについて意見を聞き、「第4次掛川市男女共同参画行動計画」策定の基礎資料とすることを目的として、調査を実施しました。

② 調査対象

市民意識調査：掛川市在住の18歳以上の方の中から1,800人を無作為抽出

事業所調査：掛川市内事業所の中から100社を無作為抽出

③ 調査期間

令和2年12月4日から令和2年12月18日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	1,800通	815通	45.3%
事業所調査	100通	56通	56.0%

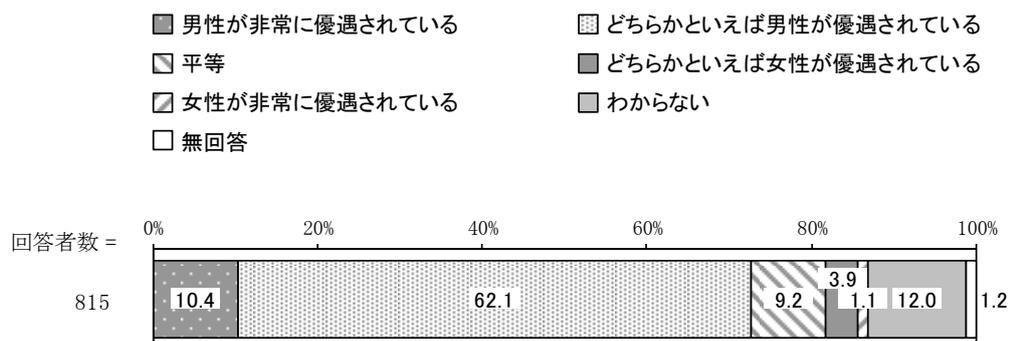
⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果

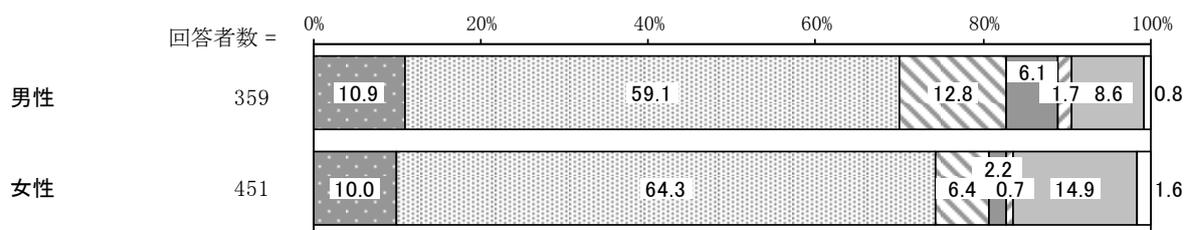
① 社会全体での男女の平等について

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 62.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 12.0%、「男性が非常に優遇されている」の割合が 10.4%となっています。



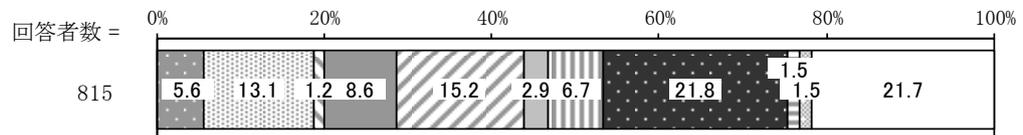
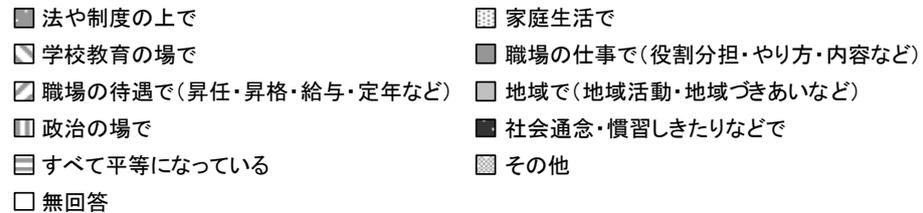
【性別】

性別で見ると、女性に比べ、男性で「平等」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「どちらかといえば男性が優遇されている」「わからない」の割合が高くなっています。



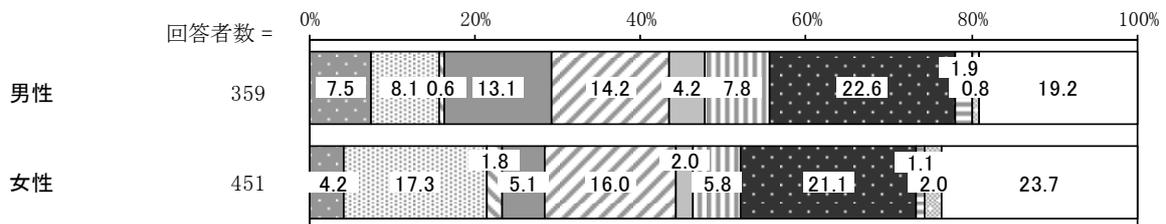
② 男女平等になっていない分野について

「社会通念・慣習しきたりなどで」の割合が21.8%と最も高く、次いで「職場の待遇で(昇任・昇格・給与・定年など)」の割合が15.2%、「家庭生活で」の割合が13.1%となっています。



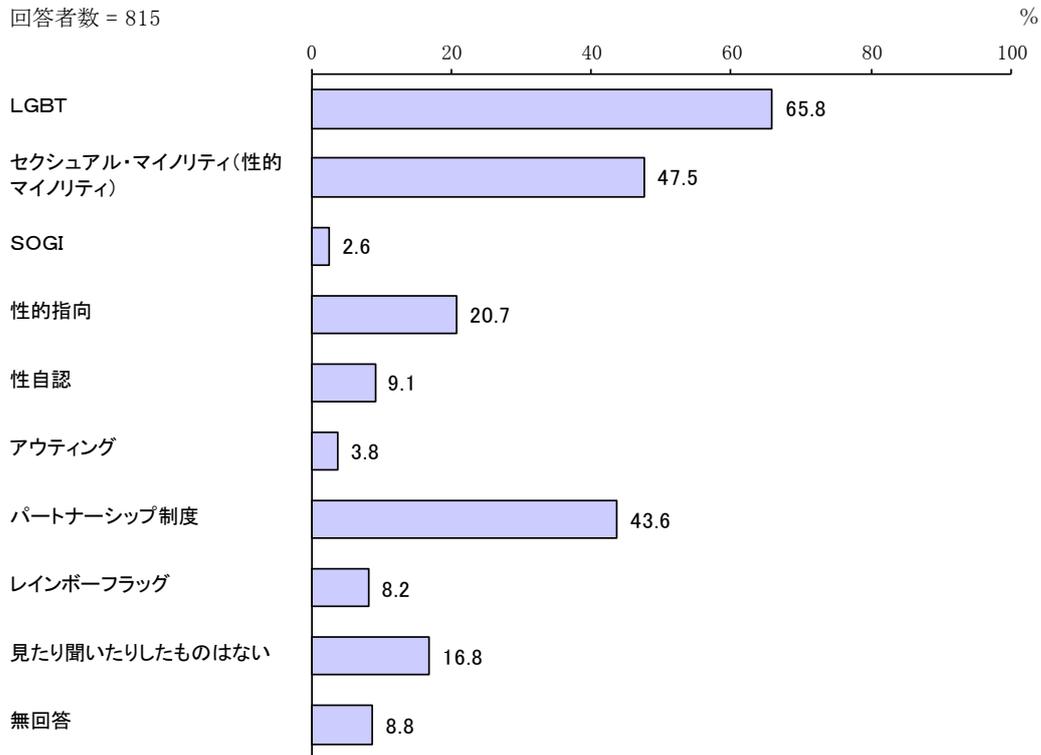
【性別】

性別でみると、女性に比べ、男性で「職場の仕事で(役割分担・やり方・内容など)」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「家庭生活で」の割合が高くなっています。



③ 性の多様性について

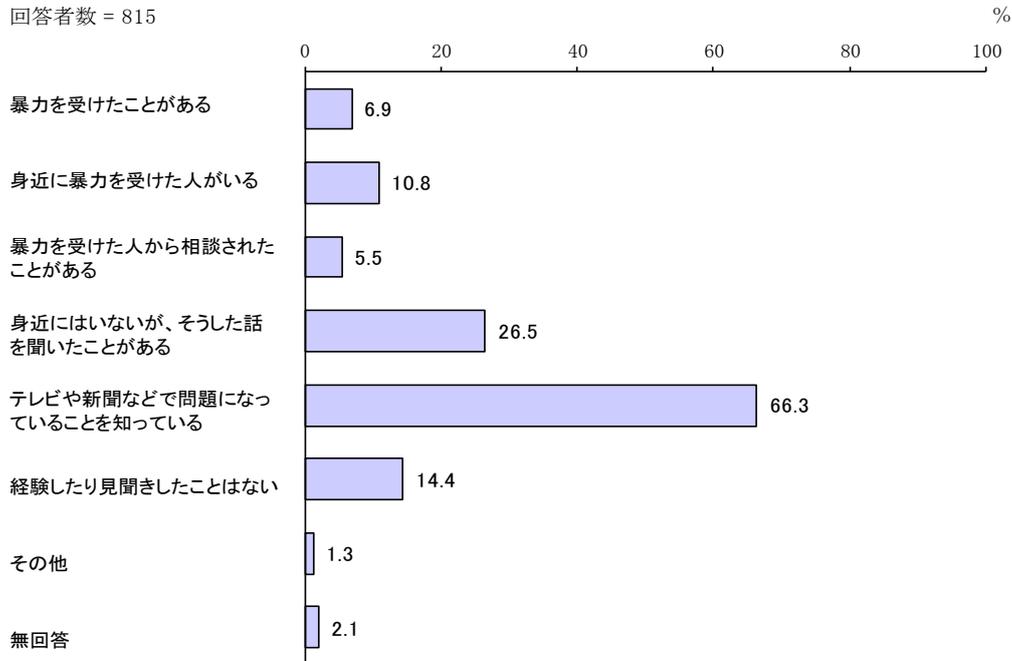
見たり聞いたりしたことがあるものについて、「LGBT」の割合が65.8%と最も高く、次いで「セクシュアル・マイノリティ(性的マイノリティ)」の割合が47.5%、「パートナーシップ制度」の割合が43.6%となっています。



単位：%

④ ドメスティック・バイオレンスの認知状況について

「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」の割合が 66.3%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」の割合が 26.5%、「経験したり見聞きしたことはない」の割合が 14.4%となっています。



【性別】

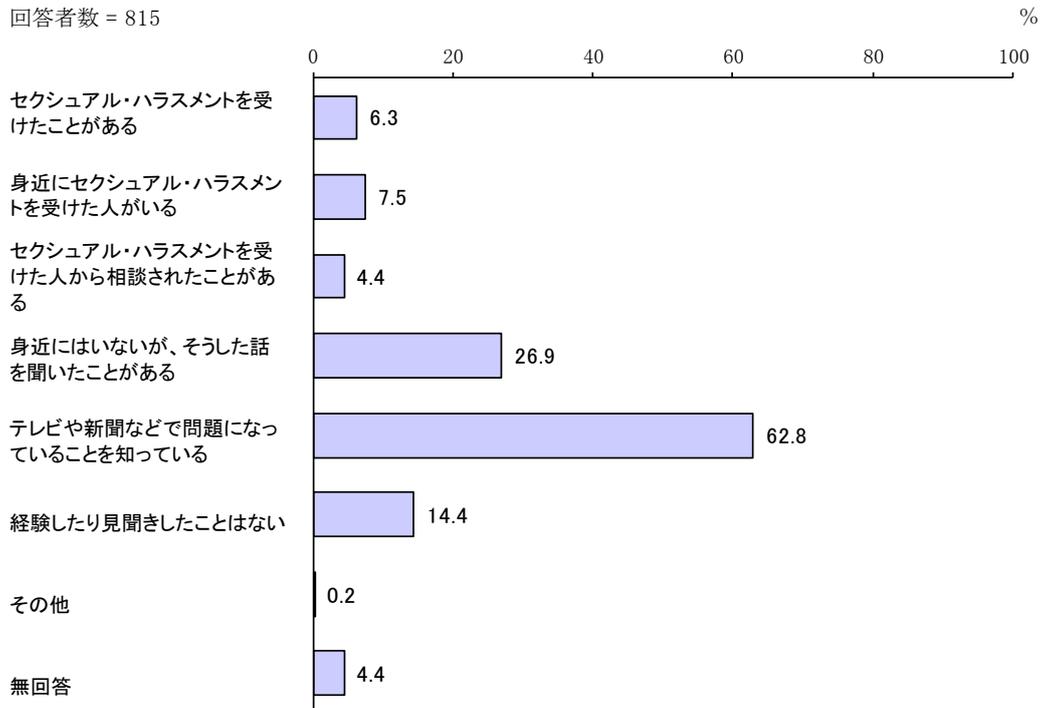
性別で見ると、男性に比べ、女性で「暴力を受けたことがある」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	暴力を受けたことがある	身近に暴力を受けた人がある	暴力を受けた人から相談されたことがある	身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある	テレビや新聞などで問題になっていることを知っている	経験したり見聞きしたことはない	その他	無回答
男性	359	1.7	10.3	3.3	24.8	66.0	15.9	1.1	2.8
女性	451	11.1	11.3	6.9	27.5	66.5	13.3	1.3	1.6

⑤ セクシャル・ハラスメントの認知状況について

「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」の割合が 62.8%と最も高く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」の割合が 26.9%、「経験したり見聞きしたことはない」の割合が 14.4%となっています。



【性別】

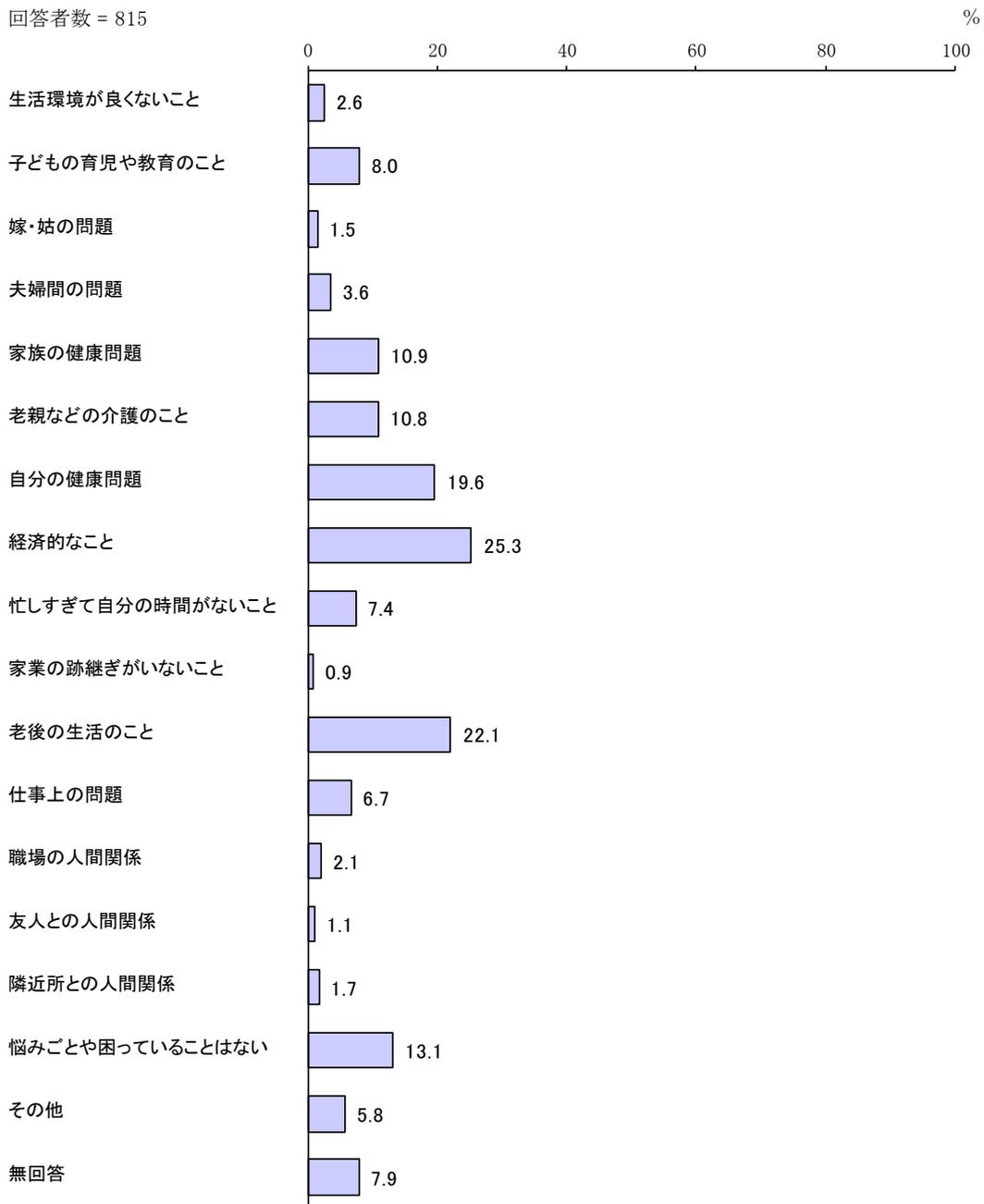
性別でみると、男性に比べ、女性で「セクシャル・ハラスメントを受けたことがある」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	セクシャル・ハラスメントを受けたことがある	身近にセクシャル・ハラスメントを受けた人がいる	セクシャル・ハラスメントを受けた人から相談されたことがある	身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある	テレビや新聞などで問題になっていることを知っている	経験したり見聞きしたことはない	その他	無回答
男性	359	1.7	7.0	5.0	27.0	61.8	15.3	—	6.1
女性	451	10.0	8.0	3.8	26.4	63.6	13.5	0.4	3.1

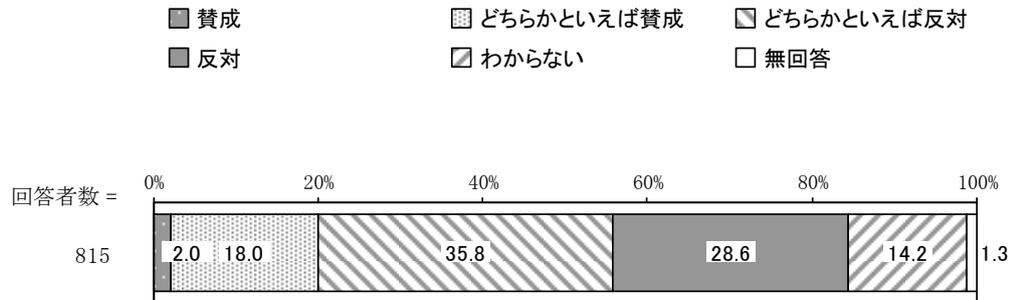
⑥ 悩みや困り事について

「経済的なこと」の割合が25.3%と最も高く、次いで「老後の生活のこと」の割合が22.1%、「自分の健康問題」の割合が19.6%となっています。



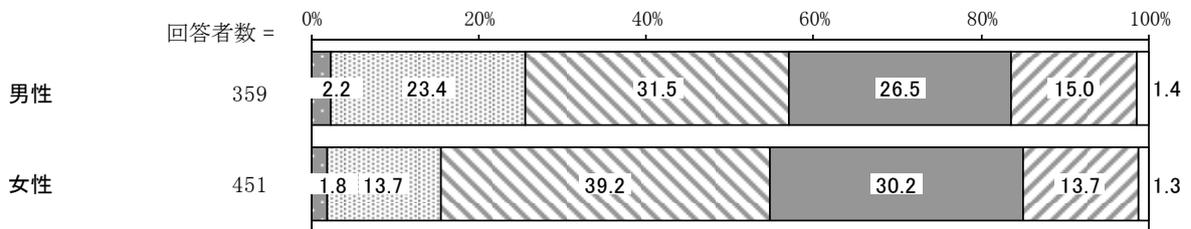
⑦ 性別役割分業について

「どちらかといえば反対」の割合が 35.8%と最も高く、次いで「反対」の割合が 28.6%、「どちらかといえば賛成」の割合が 18.0%となっています。



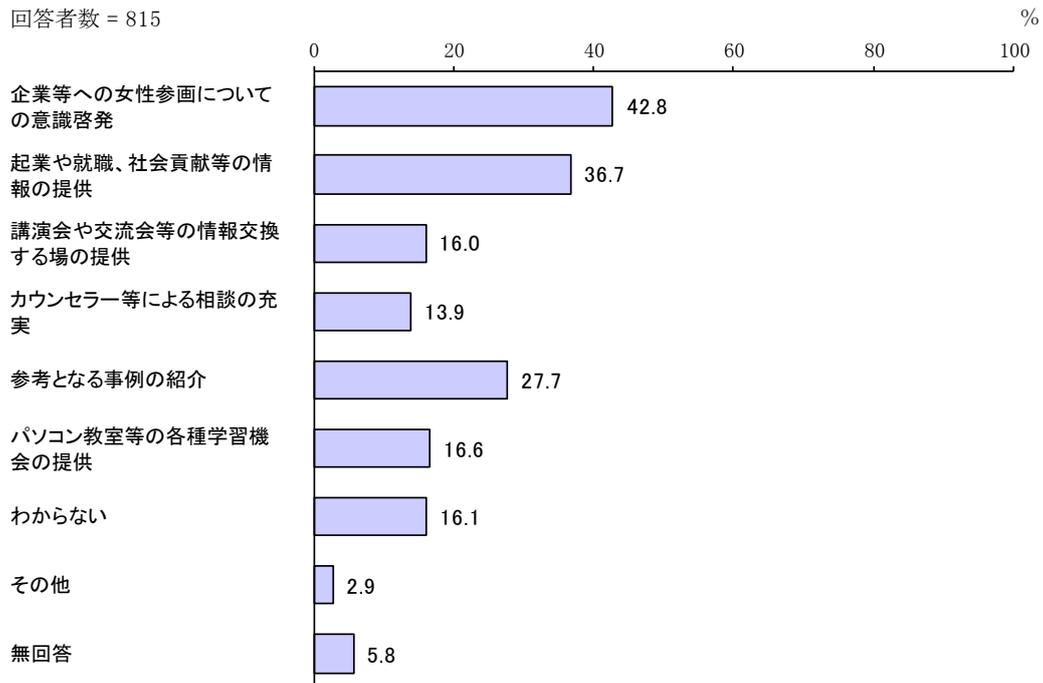
【性別】

性別でみると、女性に比べ、男性で「どちらかといえば賛成」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「どちらかといえば反対」の割合が高くなっています。



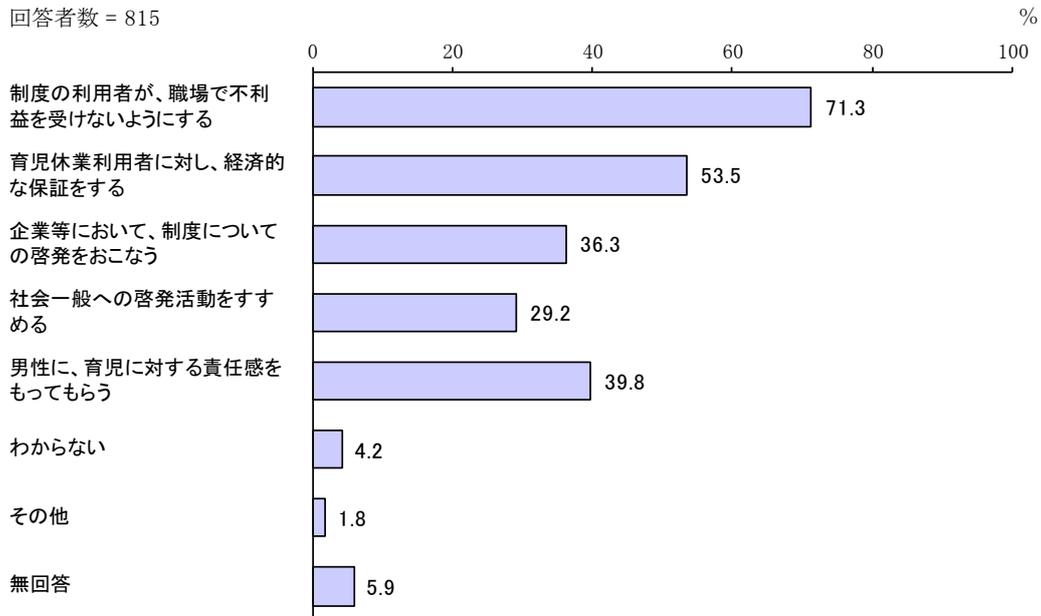
⑧ 女性の社会参画を進める支援について

「企業等への女性参画についての意識啓発」の割合が42.8%と最も高く、次いで「起業や就職、社会貢献等の情報の提供」の割合が36.7%、「参考となる事例の紹介」の割合が27.7%となっています。



⑨ 男性の育児休業利用率を高めるために必要なことについて

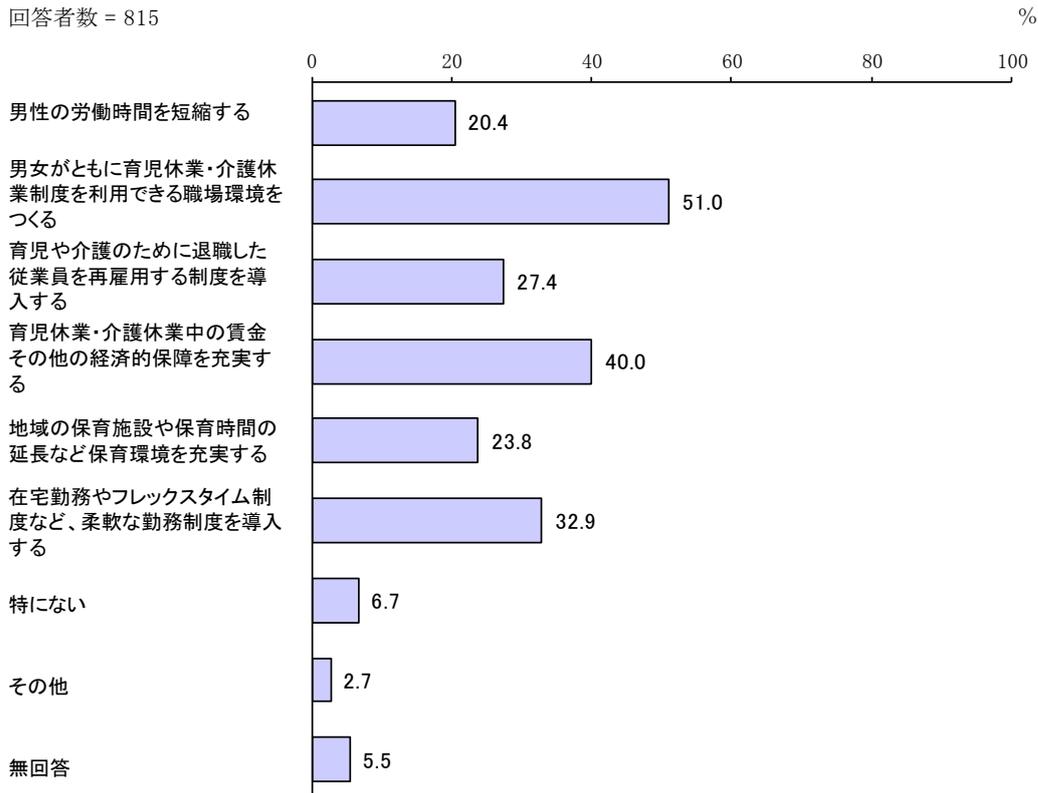
「制度の利用者が、職場で不利益を受けないようにする」の割合が71.3%と最も高く、次いで「育児休業利用者に対し、経済的な保証をする」の割合が53.5%、「男性に、育児に対する責任感をもってもらう」の割合が39.8%となっています。



⑩ 仕事と家庭生活を両立させるために必要なことについて

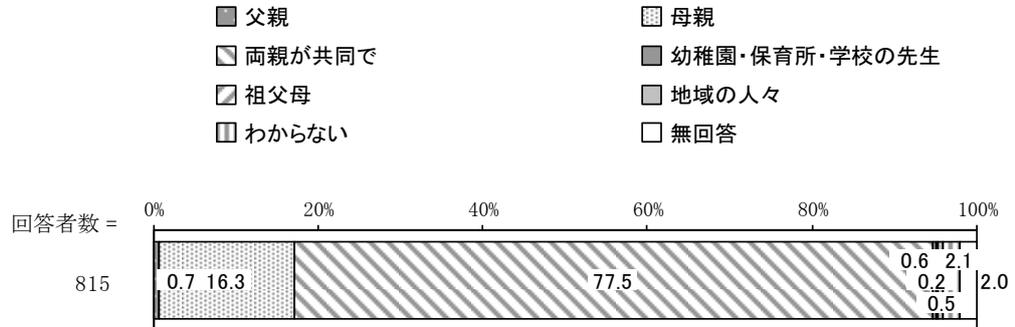
「男女がともに育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」の割合が51.0%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的保障を充実する」の割合が40.0%、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入する」の割合が32.9%となっています。

回答者数 = 815



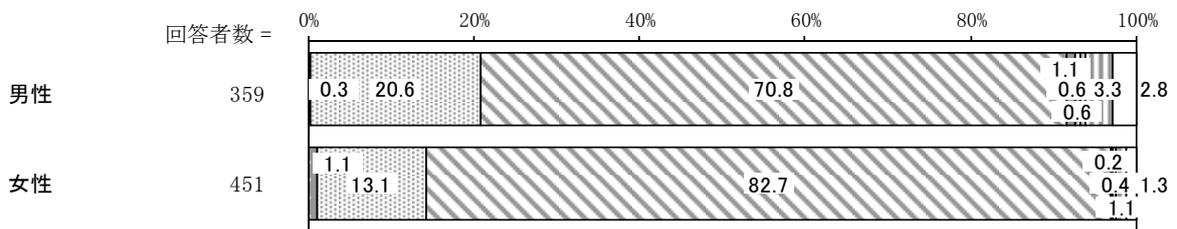
⑪ 子育てで中心的な役割を担うべき人について

「両親が共同で」の割合が77.5%と最も高く、次いで「母親」の割合が16.3%となっています。



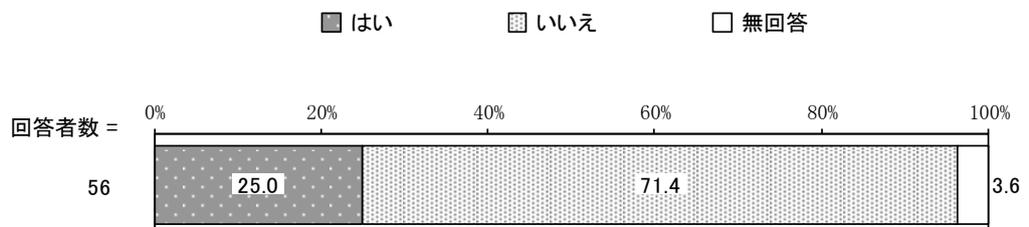
【性別】

性別でみると、女性に比べ、男性で「母親」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「両親が共同で」の割合が高くなっています。



⑫ 再雇用の制度があるかについて

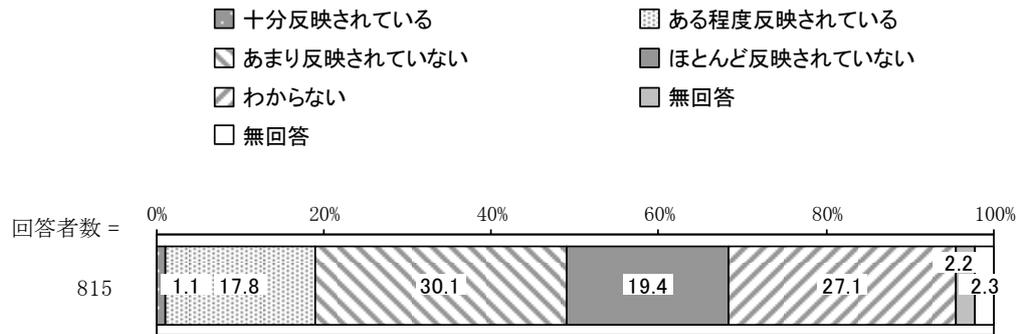
「はい」の割合が25.0%、「いいえ」の割合が71.4%となっています。



⑬ 女性の意見の反映について

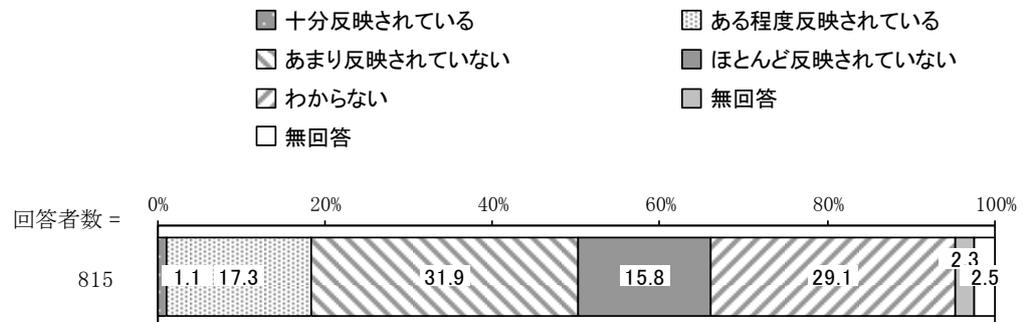
○ 国会、県議会、市町議会などの政治の分野

「あまり反映されていない」の割合が30.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.1%、「ほとんど反映されていない」の割合が19.4%となっています。



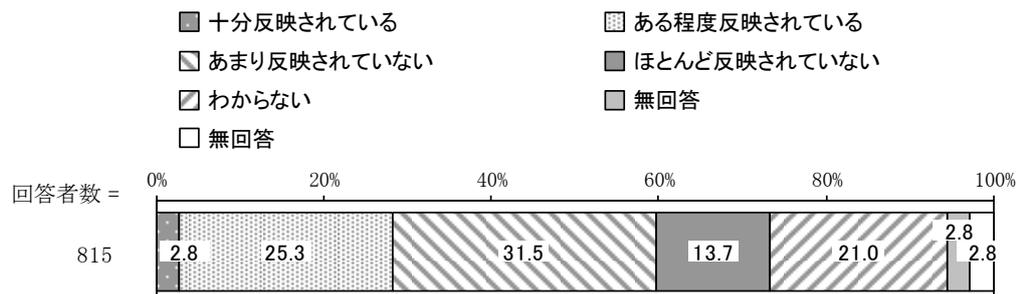
○ 国、県、市町などの行政の分野

「あまり反映されていない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が29.1%、「ある程度反映されている」の割合が17.3%となっています。



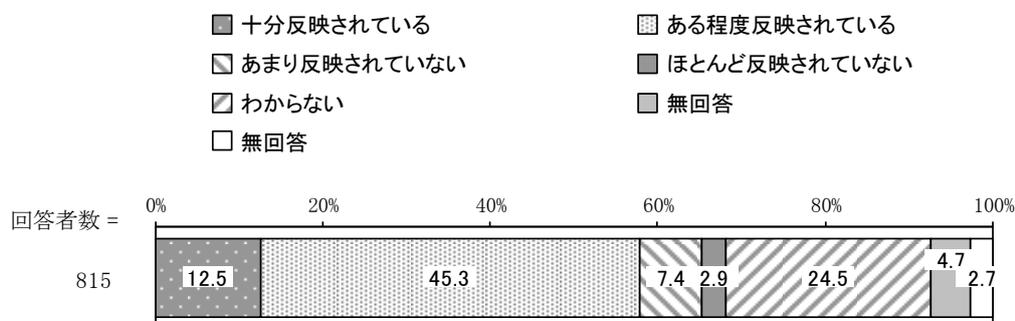
○ 企業などの職場の分野

「あまり反映されていない」の割合が31.5%と最も高く、次いで「ある程度反映されている」の割合が25.3%、「わからない」の割合が21.0%となっています。



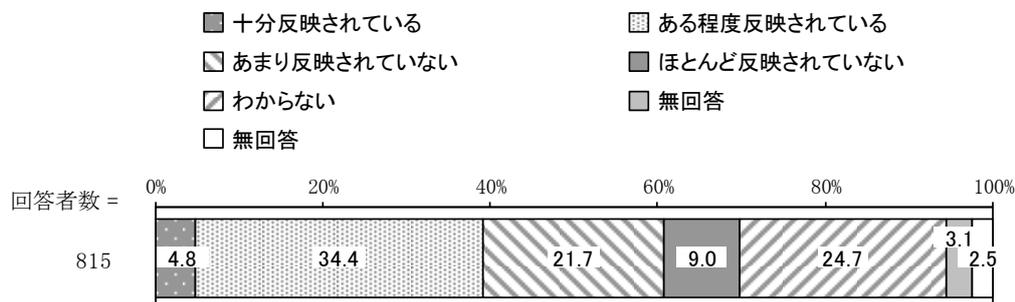
○ P T Aなどの学校活動の分野

「ある程度反映されている」の割合が45.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.5%、「十分反映されている」の割合が12.5%となっています。



○ 町内会、まちづくり協議会などの地域活動の分野

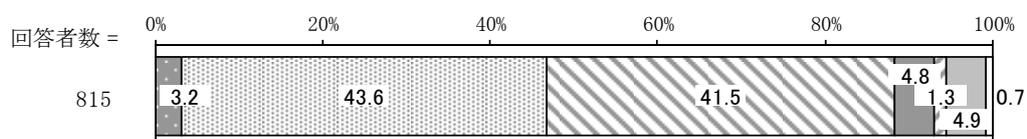
「ある程度反映されている」の割合が34.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.7%、「あまり反映されていない」の割合が21.7%となっています。



⑭ 意思決定の場に女性が参画することについて

「男女半々になるくらいまで増える方がよい」の割合が 43.6%と最も高く、次いで「男女半々まではいなくても、今より増える方がよい」の割合が 41.5%となっています。

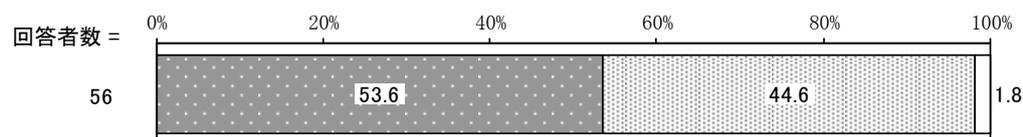
- 男性を上回るほど増えた方がよい
- 男女半々になるくらいまで増える方がよい
- 男女半々まではいなくても、今より増える方がよい
- 今のままでよい
- その他
- わからない
- 無回答



⑮ ワーク・ライフ・バランスの取組に考えを持っているかについて

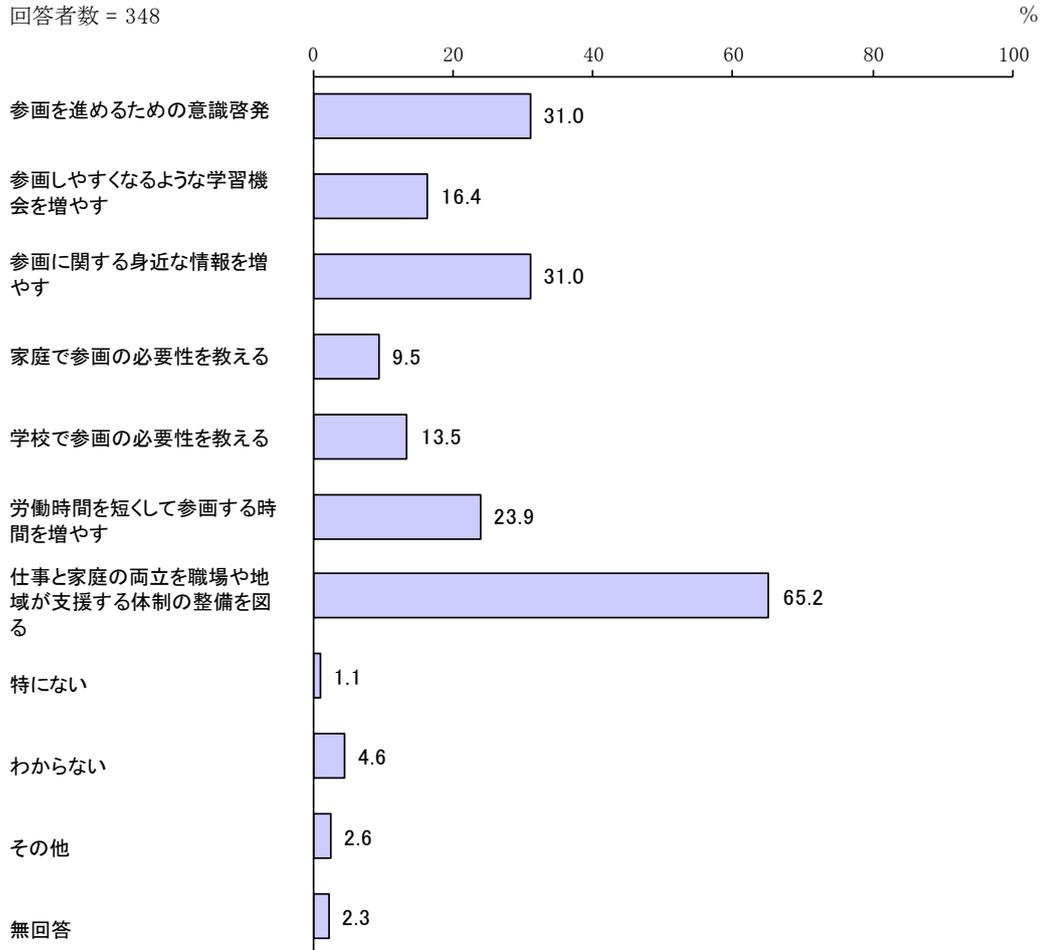
「はい」の割合が 53.6%、「いいえ」の割合が 44.6%となっています。

- はい
- いいえ
- 無回答



⑩ 男性の参画を進めるために必要なことについて

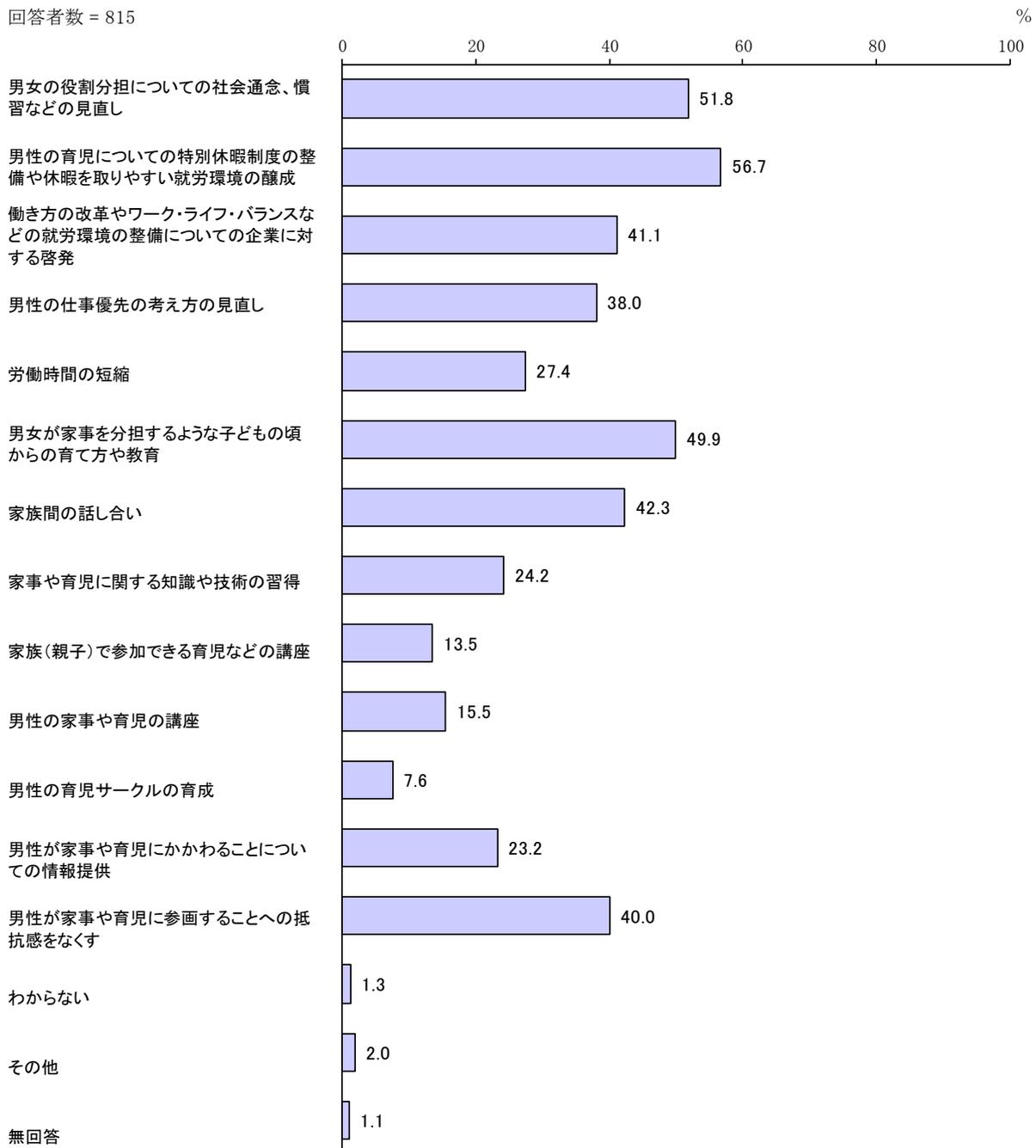
「仕事と家庭の両立を職場や地域が支援する体制の整備を図る」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「参画を進めるための意識啓発」、「参画に関する身近な情報を増やす」の割合が 31.0%となっています。



⑰ 男性が家事や育児に参画するために必要なことについて

「男性の育児についての特別休暇制度の整備や休暇を取りやすい就労環境の醸成」の割合が56.7%と最も高く、次いで「男女の役割分担についての社会通念、慣習などの見直し」の割合が51.8%、「男女が家事を分担するような子どもの頃からの育て方や教育」の割合が49.9%となっています。

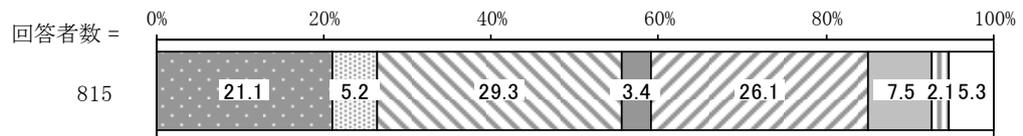
回答者数 = 815



⑱ 女性の働き方について

「仕事も家事育児も両方とも大切にできる働き方がよい」の割合が29.3%と最も高く、次いで「性別にかかわらず、個人の適正や能力に見合った評価をすべきだ」の割合が26.1%、「家事、育児に支障がない程度に働くのがよい」の割合が21.1%となっています。

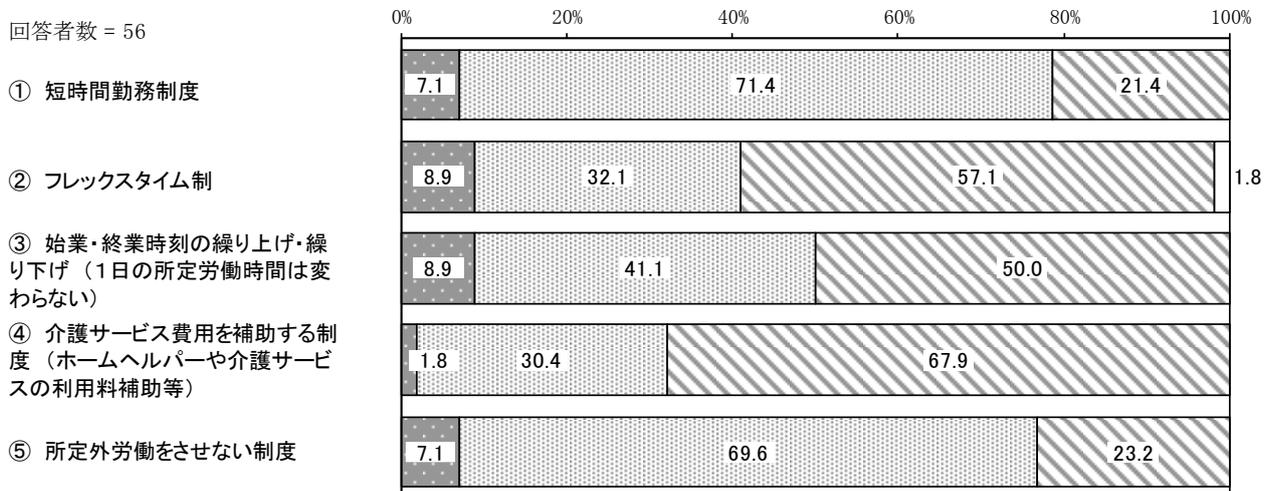
- 家事、育児に支障がない程度に働くのがよい
- ▨ 女性も就業していれば、家事育児よりも仕事を優先することがあっても仕方がない
- ▨ 仕事も家事育児も両方とも大切にできる働き方がよい
- 女性は、結婚・出産で退職することが多いから、職業面では男性と同じようには処遇できない
- ▨ 性別にかかわらず、個人の適正や能力に見合った評価をすべきだ
- 女性だけが家庭の事情(家業の都合、夫の昇進、転勤等)で退職しなければならないのはおかしい
- ▨ その他
- 無回答



⑲ 介護を行いやすくする制度の利用実績について

『①短時間勤務制度』で「利用実績がない」の割合高くなっています。また、『④介護サービス費用を補助する制度(ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等)』で「制度の規定がない」の割合が高くなっています。

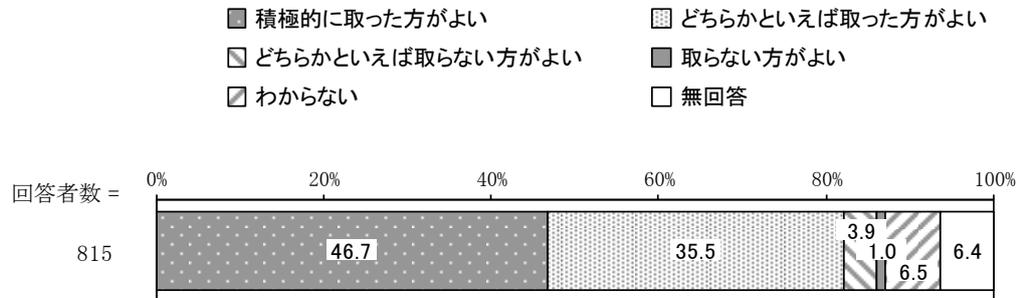
- 利用実績がある
- ▨ 利用実績がない
- ▨ 制度の規定がない
- 無回答



⑳ 男性の育児休業や介護休業の取得について

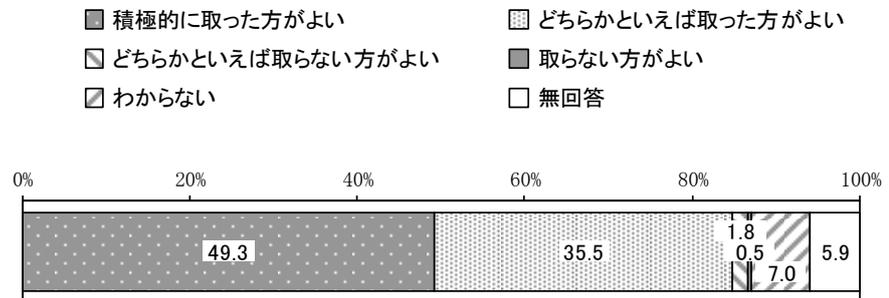
○ 育児休業

「積極的に取った方がよい」の割合が46.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば取った方がよい」の割合が35.5%となっています。



○ 介護休業

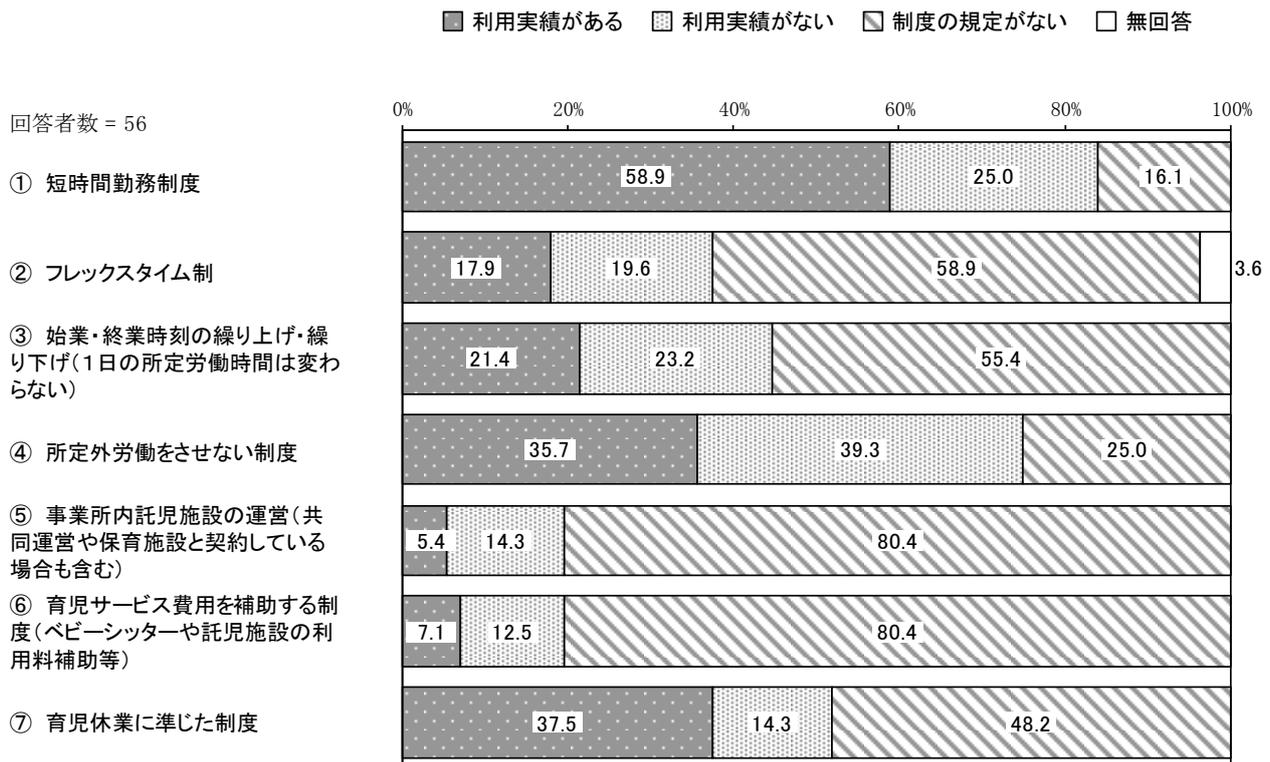
「積極的に取った方がよい」の割合が49.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば取った方がよい」の割合が35.5%となっています。



⑳ 子育て支援の利用実績について

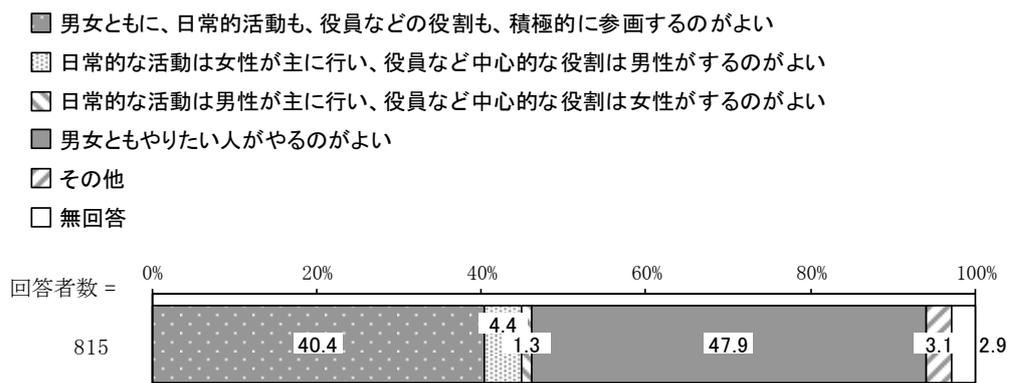
『① 短時間勤務制度』で「利用実績がある」の割合が高くなっています。

また、『④ 所定外労働をさせない制度』で「利用実績がない」の割合が、『⑤ 事業所内託児施設の運営（共同運営や保育施設と契約している場合も含む）』『⑥ 育児サービス費用を補助する制度（ベビーシッターや託児施設の利用料補助等）』で「制度の規定がない」の割合が高くなっています。



㉑ 地域活動への男女の参画を促進するために必要なことについて

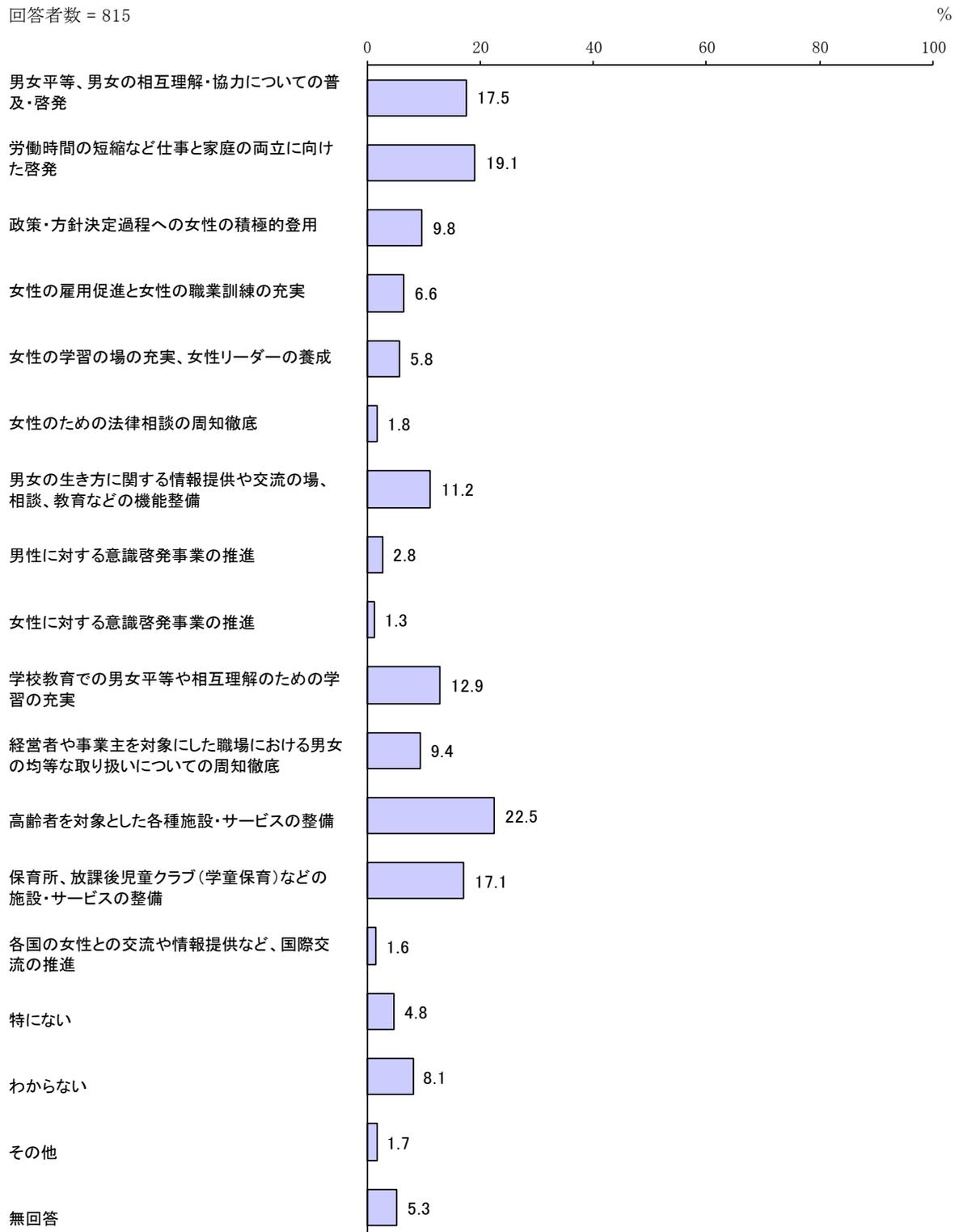
「男女ともやりたい人がやるのがよい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「男女ともに、日常的活動も、役員などの役割も、積極的に参画するのがよい」の割合が40.4%となっています。



⑬ 地域活動への男女の参画について

「高齢者を対象とした各種施設・サービスの整備」の割合が22.5%と最も高く、次いで「労働時間の短縮など仕事と家庭の両立に向けた啓発」の割合が19.1%、「男女平等、男女の相互理解・協力についての普及・啓発」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 815



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、性別にとらわれず、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。誰もがお互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、暴力の増加、深刻化や雇用、労働への影響を与え、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになりました。あらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮がより一層必要です。

そのため、これまでの歩みを尊重し、『性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川』を目指す姿として、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現を目指します。

**性別にかかわらず、
誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川**

2 基本目標

(1) 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

いまだ固定的役割分担の意識が残っていることが多く見られます。時代と共に変わりつつありますが、男女共同参画社会の推進、すべての人の人権の尊重のために、市民一人ひとりの意識をより高め、定着させていく必要があります。

市民の誰もが男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行っていきます。学校や家庭、地域、働く場などのあらゆる場において男女共同参画について考えることができる機会の充実を図ります。

また、男女が共に自らの選択においてその能力を十分に発揮し、責任を分かち合うことができるよう、意識改革や人材育成など、女性自身のエンパワーメントを図るとともに、ポジティブ・アクションの実行等、男女が共に職場や地域に参画できる基盤づくりに取り組みます。

さらに、政策・方針決定過程の場に多様な視点や意見を反映することができるよう、審議会・委員会等の委員への女性の参画を促進します。

(2) 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に、労働の分野においては、男女のともに働きやすい環境の実現が求められます。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう、働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

(3) 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

市民の一人ひとりが「あらゆる暴力は重大な人権侵害である」との認識をもち、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備するとともに、子どもの頃からデートDVの被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成の前提となることから、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の浸透や、人生100年時代の健康に向けた取り組みを推進するとともに、ライフステージに応じた健康の保持増進に取り組みます。

さらに、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティ、ひとり親家庭、外国人等、様々な困難を抱える人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備します。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

男女共同参画社会を推進するためには、掛川市役所が1事業所として模範となるよう、職員に対する男女共同参画の取組を推進します。

また、男女共同参画のさらに進めるため、地域、企業、関係機関と連携し、市民への啓発・情報提供の充実を図り、性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

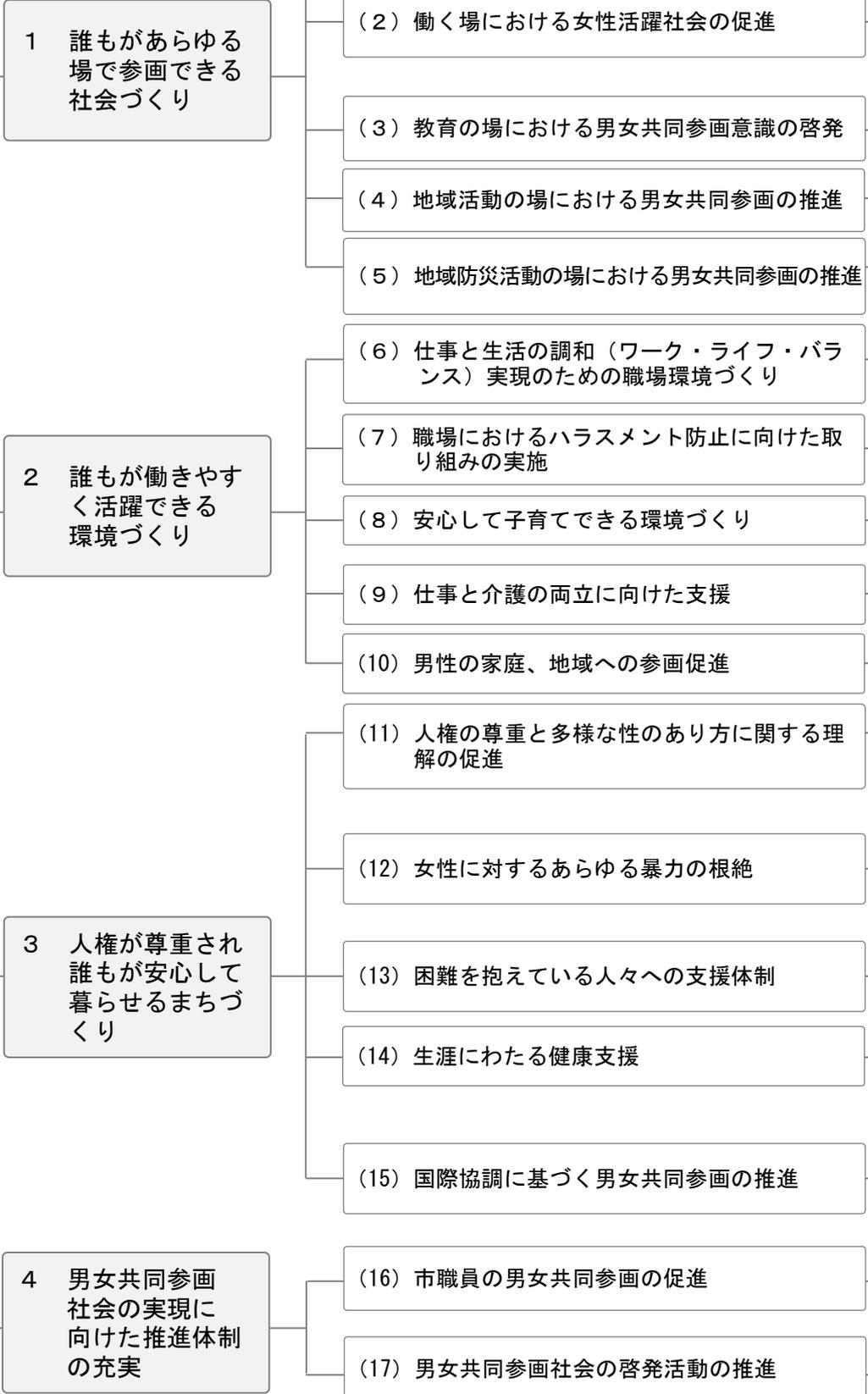
3 体系図

[目指す姿]

[基本目標]

[基本的施策]

性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川



[具体的施策の方向]

- ① あらゆる場面における・制度や慣行の見直し
- ② 市政・審議会への女性参画の推進

- ① 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
- ② 農業及び自営業などにおける女性の活躍促進
- ③ 女性人材の育成と人材の情報提供
- ④ 女性の多様な働き方の実現

女性活躍
推進計画

- ① 幼少期からの男女共同参画の推進
- ② 生涯にわたる男女共同参画の推進

- ① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動の変革

- ① 男女共同参画の視点をもった防災等の推進

- ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 仕事と生活の両立のための制度・環境の整備

女性活躍
推進計画

- ① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

女性活躍
推進計画

- ① 育児休業制度を利用しやすい環境整備
- ② 誰もが子育てしやすい環境整備

女性活躍
推進計画

- ① 介護休業制度等を利用しやすい環境整備
- ② 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- ① 家事、育児、子育て、介護等における男性の主体的参画の促進

女性活躍
推進計画

- ① 男女の人権に関する啓発活動の推進
- ② LGBTQ への理解の促進

- ① DV の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ③ セクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ④ 相談から自立までの支援を支える体制の強化

DV防止
基本計画

- ① ひとり親家庭の自立支援体制の充実
- ② さまざまな困難を抱えている人々への支援体制の充実

- ① 男女の生涯にわたる健康支援
- ② 「性と生殖に関する健康と権利」についての意識の啓発

- ① 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実
- ② 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際理解の促進

- ① 市役所における女性活躍の推進
- ② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 男女共同参画に関する情報の提供
- ② 男女共同参画に関する調査・研究と推進
- ③ 地域・企業・教育機関等の連携

第4章

施策の展開

基本目標 1 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

基本的施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野における、政策・方針決定過程において、性別にかかわらず、男女がともに参画することにより、誰もが生き生きと幸せを感じながら暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では、掛川市男女共同参画条例において、市の審議会等の女性委員の割合を同数とするよう規定し、女性委員の登用の促進に努めていますが、目標達成には至っておりません。政策・方針決定過程に対してさらに女性の活躍が進むことは、様々な価値観を反映した豊かな社会の形成につながることから、審議会などの委員への積極的な女性の登用や環境の整備を推進します。

また、あらゆる施策に多様な意見を反映させるためには、政治分野における男女共同参画を推進することも重要です。

さらに、社会の多様なニーズに対応するためにも、無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）による悪影響が生じないように固定的な役割分担意識を解消し、様々な分野で性別等や慣習にとらわれることなく能力を発揮できる環境づくりを進め、社会全体の意識の醸成を図るための啓発や環境の整備を推進します。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
1	家庭、地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	35.6%	50.0%	企画政策課
2	教育委員に占める女性の割合	50.0%	50.0%	教育政策課
3	審議会等委員に占める女性の割合	42.2%	50.0%	企画政策課
4	市議会議員の女性議員の割合	19.0%	50.0%	議会事務局

具体的施策の方向

① あらゆる場面における制度や慣行の見直し

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
1	各種講座・研修会における男女共同参画意識への配慮	継続	固定的な性別役割分担意識等を助長する事項を含ませないよう、実施する各種講座・研修会等の内容に配慮する。	企画政策課
2	男女の均衡のとれた教育委員会体制の構築	継続	教育委員会の意思決定において多面的に議論されるよう、教育委員における男女の均衡をとる。	教育政策課

② 市政・審議会への女性参画の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
3	審議会・協議会等への女性の登用促進	継続	市全体として、女性の積極的かつ適切な登用を促進し、掛川市男女共同参画条例に定める女性登用率50%を目標とする。併せて、女性委員不在の審議会等の解消に努める。	企画政策課
4	性別にかかわらず、審議会等へ参加できる環境整備	新規	審議会等に子育て世代が参加できるよう託児サービスの設置や開催時間の配慮等に努める。	企画政策課
5	女性の政治への参画意識の啓発	継続	女性の政治への参画意識を啓発し、意識啓発等の活動に関して支援を行う。	行政課 議会事務局

基本的施策2 働く場における女性活躍社会の促進

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

働くことを希望するすべての女性が力を発揮できるよう、就業、再就職や創業・起業などに対する支援を進めていきます。

また、令和4年4月から、企業等における女性の活躍に向けた目標等を定める「一般事業主行動計画」の策定義務が拡大されるなど、女性の活躍に向けた取り組みの充実が求められています。働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進し、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者に啓発していきます。

また、女性のチャレンジ支援や人材育成に向けた取組により、女性のエンパワーメントを図ります。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
5	厚生労働省ホームページの「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地にする企業数	0社	5社	産業労働政策課 企画政策課
6	農業委員の女性委員数	2人	2人以上	農業委員会
7	家族経営協定の締結農家数	51戸	56戸	農林課
8	認定農業者に占める女性が経営に参画する割合	11.0%	15.0%	農林課
9	働き方セミナーの受講者数	17人	20人	企画政策課
10	創業相談窓口への女性相談者数	23人	30人	産業労働政策課

具体的施策の方向

① 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
6	企業向け啓発活動の実施	継続	事業主に対し、女性の採用拡大、女性の職域拡大や育成、正社員転換等を通じた女性の継続雇用、女性の管理職登用の拡大など、啓発活動を行う。	産業労働政策課 企画政策課
7	一般事業主行動計画策定の啓発	新規	事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発を推進する。	産業労働政策課 企画政策課

② 農業及び自営業などにおける女性の活躍促進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
8	農業関係団体役員への女性登用の促進	継続	農協、農業法人、農業団体などの組織の役員への女性登用を促進する。	農林課
9	家族経営協定締結の推進	継続	農業経営において、家族経営協定の締結による男女共同参画の促進を図る。	農林課
10	商工自営業者等に対する男女共同参画社会の意義の周知、啓発	新規	商工自営業者に対し、研修会や意見交換会等を通じ、男女共同参画社会の意義について啓発を行う。	産業労働政策課 企画政策課

③ 女性人材の育成と人材の情報提供

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
11	女性対象啓発講座の開催	継続	各種講座を開催し、女性の自立啓発等を推進する。	企画政策課
12	女性の人材発掘と活用	継続	各分野で活躍する女性の人材発掘を行い、積極的な活用を行う。	企画政策課

④ 女性の多様な働き方の実現

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
13	再就職等支援	継続	再就職等セミナーの開催、情報提供を行う。	産業労働政策課
14	創業・起業への支援	継続	創業・起業に関する各種情報提供を行い、支援する。	産業労働政策課

基本的施策3 教育の場における男女共同参画意識の啓発

次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。幼少期から発達段階に応じた人権教育を進め、多様性を尊重する意識を育てる教育の充実を図ってまいります。

また、生涯にわたって、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消など、男女共同参画意識の啓発を図る必要があります。

子どもから大人まで、すべての人たちが男女共同参画について考える機会を増やすため、図書館等において関連蔵書を充実させるとともに、学習機会を提供していきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
11	小中学校における男女共同参画に関する学習の実施	31校	31校	学校教育課
12	「男女共同参画週間」に合わせた特集コーナーの貸出数	302冊	500冊	図書館

具体的施策の方向

① 幼少期からの男女共同参画の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
15	学校・保育施設等における慣行・教材等への配慮	継続	固定的な性別役割分担意識等を助長する事項を含ませないよう配慮する。	学校教育課 こども希望課
16	人権教育推進への学校の組織的な取組	継続	学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進と、学校としての組織的な取組とその点検評価。	学校教育課

② 生涯にわたる男女共同参画の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
17	各種講座・研修会における男女共同参画意識への配慮	継続	固定的な性別役割分担意識等を助長する事項を含ませないよう、実施する各種講座・研修会等の内容に配慮する。	教育政策課
18	男女共同参画に関する情報の展示啓発	継続	人権尊重や男女共同参画推進に関する資料等の展示を行い、図書館利用者への啓発を図る。	図書館

基本的施策 4 地域活動の場における男女共同参画の推進

地域活動については、地域の多様化するニーズへの対応が課題となっており、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保や性別や年齢等により役割が固定化されないように意識の改善に取り組むことが必要とされています。

地域の一人ひとりがその個性と能力を發揮し、活躍できるように、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手になるよう働きかけます。

また、女性もまちづくりに参画するよう、地域の組織や団体の役員に女性の登用を促進します。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
13	女性役員が運営に参画する自治区の数（区長・副区長・会計・小区長・ブロック長）	10.4%	20.0%	生涯学習協働推進課
14	女性役員が運営に参画する地区まちづくり協議会の割合	43.7%	60.0%	生涯学習協働推進課

具体的施策の方向

① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動の変革

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
19	自治組織役員への女性登用の促進	継続	PR チラシの回覧等により男女共同参画意識の醸成を図りながら、地区や自治区、小区等、各段階の自治組織役員への女性登用を促進する。	生涯学習協働推進課
20	地区まちづくり協議会の運営における女性の登用促進	継続	PR チラシの回覧等により男女共同参画意識の醸成を図りながら、まちづくり活動の企画立案、意思決定の際に女性の意見が反映されるよう地区まちづくり協議会役員への女性登用を促進する。	生涯学習協働推進課
89	男女共同参画推進委員等による出前講座の実施【再掲】	継続	男女共同参画推進委員等が地域等に出向いて出前講座を実施する。	企画政策課
91	自治会、市民団体等への啓発【再掲】	継続	自治会、市民団体等に対し、固定的性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。	企画政策課

基本的施策5 地域防災活動の場における男女共同参画の推進

近年、災害が度々発生することで地域活動における防災分野の重要性は増してきています。自主防災会や広域避難所などの運営においては、女性や子ども、外国人、障がいのある人、性的マイノリティの人などに対する理解と配慮が必要です。

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実させていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
15	自主防災会の役員（防災会長、防災委員）へ女性を登用している組織の割合	44.7%	100.0%	危機管理課
16	消防団員に占める女性の割合	1.7%	2.3%	消防総務課
17	防災会議の委員に占める女性の割合	33.3%	50.0%	危機管理課

具体的施策の方向

① 男女共同参画の視点をもった防災等の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
21	自主防災会や広域避難所等の防災に関する運営における女性の登用促進	継続	自主防災会や広域避難所等の運営において、女性の登用を促進し、固定的性別役割分担意識を解消するための啓発活動を行い、男女共同参画の視点を取り入れることによる地域防災力の向上を図る。	危機管理課
22	女性消防団員の入団促進	新規	消防団活動及び災害支援活動上で、女性ならではの視線での活動を広めるため、女性の入団を促進させる。	消防総務課
23	防災会議等への女性の登用促進	継続	防災に女性の視点を積極的に反映させるため、女性の登用を促進する。	危機管理課

基本目標 2 / 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

基本的施策 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための職場環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤などの働き方の見直しが重要です。

男女が共にそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革を進めるとともに支援する環境づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式の始まりにより増加してきた、企業等におけるテレワークやオンラインの活用など、多様で、柔軟な働き方の普及を図ります。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
5	厚生労働省ホームページの「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地とする企業数【再掲】	0社	5社	産業労働政策課 企画政策課
18	在宅ワークの斡旋成立件数の割合	51.1%	60.0%	産業労働政策課

具体的施策の方向

① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
24	事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	新規	働きながら子育てや介護をする男女の両立支援や長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等とおして、ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境づくりの普及・啓発を行う。	産業労働政策課 企画政策課

② 仕事と生活の両立のための制度・環境の整備

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
25	妊娠、出産、育児と労働との両立促進	継続	母子手帳交付時に、労働局作成の「労働者の妊娠、出産、育児と労働管理について」、労働省作成「母性健康管理指導事項連絡カード」を配付し、事業主に妊娠や出産への理解と協力を求め、妊娠出産後も働きやすい環境づくりに努める。	健康医療課
26	多様な働き方の推進	継続	在宅勤務・テレワーク等の多様な働き方ができるよう事業主に対する啓発及び創業・起業など多様な働き方への支援を行う。	産業労働政策課 企画政策課

基本的施策7 職場におけるハラスメント防止に向けた取り組みの実施

ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があり、性別・性的指向・性自認を問わず被害者となる恐れがある一方、誰もが加害者となる可能性があります。

妊娠、出産、育児、介護休業等を理由とする不利益な扱いや、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、事業所に対してハラスメントの防止に向けた啓発を行っていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
19	ハラスメント防止のための情報提供の回数	1回	2回	産業労働政策課

具体的施策の方向

① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
27	事業所に対するハラスメント防止に関する啓発	新規	職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、事業者及び労働者に対する啓発を行う。	企画政策課 産業労働政策課

基本的施策 8 安心して子育てできる環境づくり

子どもの健やかに成長できる環境づくりとして、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援していくことは重要です。

子どもを出産した後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、働く形態の多様化などによる保育ニーズに対応していく必要があります。引き続き保育の受け皿の確保に努めます。

また、男女問わずに家事・育児ができるよう、育児休業が取得しやすい環境づくりなどの就業環境の整備に努めていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
20	厚生労働省ホームページの「くるみん」「プラチナくるみん」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地とする企業数	3社	8社	産業労働政策課 企画政策課
21	ファミリーサポート事業の提供会員数	206人	220人	こども希望課
22	保育所等の待機児童数	5人	0人	こども希望課
23	子育てに優しい事業所の認定数	35社	53社	こども政策課
24	事業所における男性の育児休業取得率	4.7%	15%	企画政策課

具体的施策の方向

① 育児休業制度を利用しやすい環境整備

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
28	育児休業制度の周知・環境整備	継続	男女とも育児休業制度の周知を図り、併せて取得しやすい環境整備に努める。	産業労働政策課

② 誰もが子育てしやすい環境整備

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
29	ファミリー・サポート・センターの充実	継続	制度の周知を推進するとともに、提供会員の育成を図る。	こども希望課
30	延長保育・一時預かり・病後児保育等の充実	継続	延長保育・一時預かり・病後児保育等の各種保育サービスを充実させ、働きやすい環境を整備する。	こども希望課
31	子ども・子育て支援事業計画の周知・促進	継続	「子ども・子育て支援事業計画」の全市的な周知と定着の促進により、子育て支援の充実を図る。	こども政策課
32	子育て支援拠点等の充実	継続	乳幼児及びその保護者等が、相互に交流する場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う。	こども政策課
33	託児サポーターへの登録促進	継続	託児サポーターの派遣需要に応えるため、託児サポーターへの登録を促進する。	教育政策課
34	託児サポーター派遣事業の利用促進	継続	託児サポーター派遣事業の利用を促進し、託児を必要とする保護者の学びの機会（講座等）を増やす。	教育政策課
35	子育てに優しい事業所認定事業の普及、促進	継続	子育てと仕事の両立環境整備に取り組む事業所を認定し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。	こども政策課
36	子育てと仕事の両立環境整備のための取組の促進	継続	子育てと仕事を両立する職場づくりを推進するため、社会保険労務士を派遣し制度の周知、啓発を図る。	こども政策課
37	放課後児童クラブの充実	継続	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等の安全・安心な生活の場を提供するとともに、活動の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援する。	教育政策課

基本的施策 9 仕事と介護の両立に向けた支援

家族介護者の負担の増大が社会全体で課題となっており、介護のために仕事を辞めなければならないことがないように支援していくことは重要です。

介護を地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる拠点づくりとして地域包括支援センターの機能充実を進めていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
5	厚生労働省ホームページの「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧に掲載された掛川市を所在地とする企業数【再掲】	0社	5社	産業労働政策課 企画政策課
25	介護のために仕事を辞めた家族・親族がいない割合	61.3%	65.0%	長寿推進課

具体的施策の方向

① 介護休業制度等を利用しやすい環境整備

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
38	介護休業制度の周知・環境整備	継続	男女とも介護休業制度の周知を図り、併せて取得しやすい環境整備に努める。	産業労働政策課

② 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
39	介護保険制度の周知・推進	継続	介護保険制度の周知を行い、共同参画の視点に基づく推進により介護者の負担軽減を図る。	長寿推進課
40	地域における介護支援の推進	継続	地域包括支援センターを活用し、地域における介護支援の促進を図る。	長寿推進課
41	地域包括支援センターの機能充実	継続	地域包括支援センターの機能を充実させる等、地域における介護支援を行う。	長寿推進課

基本的施策10 男性の家庭、地域への参画促進

家庭生活においては、男性も女性も共に、家事・育児・介護・地域活動などに参画することは大切です。男性が主体的に家事や子育て、介護などへの参画を促進するため、男性も仕事と家事や子育て、介護、地域活動等を両立する必要があります。職場における長時間労働や休暇取得に対する意識改革を図ります。

また、男女が性別に関わらず様々な活動に参加できるよう、啓発活動や講座を実施します。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
26	子育て等の講座へ参加する男性の割合	15.0%	20.0%	健康医療課
27	生涯学習講座等男女共同参画の視点の男性向け啓発講座の開催	5回	7回	教育政策課

具体的施策の方向

① 家事、育児、子育て、介護等における男性の主体的参画の促進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
42	家事・子育て・介護の社会的重要性の啓発と男性の参画推進	継続	家事・子育て・介護の社会的重要性について、様々な面から啓発を行い、併せて、男性の参画促進を積極的に呼びかける。	企画政策課 こども政策課 長寿推進課
43	父親・母親育成のための実践講座の開催	継続	初妊婦とその夫に対し、親になるための心得や赤ちゃんの扱い方に関する講習を行い、父親の育児参加を促す。	健康医療課
44	男性に向けた講座の開催	継続	男性に向けた講座等を開催し、男性に対する男女共同参画意識（家事参加等）の啓発を行う。	教育政策課

基本目標 3 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本的施策11 人権の尊重と多様な性のあり方に関する理解の促進

人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人ひとりに個性・特徴があります。「性」についても、性的指向や性自認など様々な性のあり方があります。

多様な性のあり方も踏まえた、人権についての基本的な内容を伝えることで、人それぞれの違いに理解を持てるよう、幼児施設・小中高等学校での人権教室の実施や啓発、学校教育を行っていきます。

また、市民を対象に、私たちの身近にある人権に関する題材を取り上げた人権講演会を実施することで、人権の尊重についての理解促進を図っていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
28	人権教室の実施割合	8.2%	60.0%	福祉課
29	LGBTQの言葉の認知度	65.8%	75.0%	企画政策課

具体的施策の方向

① 男女の人権に関する啓発活動の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
45	人権尊重に関する学習機会の提供と啓発	継続	人権擁護委員活動や各学習機会を通じ、地域の中で男女の人権尊重に関する啓発を行う。	福祉課
46	人権講演会での啓発	継続	人権啓発に関する講演等、多様性と人権尊重に関する啓発事業を実施する。	福祉課

② L G B T Qへの理解の促進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
47	多様な性のあり方に関する正確な理解の促進	継続	多様な性のあり方について学ぶ講座等を開催し、正しい知識を身につけ、理解促進を図る。	企画政策課
48	学校教育におけるL G B T Qへの理解促進	継続	L B G T Q についての学習指導を行うとともに、児童生徒からの申し出に応じて、別室での着替えや、制服以外での登校など性の多様性に対応する。	学校教育課
49	(仮称) 静岡県パートナーシップ宣誓制度の周知	新規	静岡県パートナーシップ宣誓制度の周知と社会的理解促進を図る。	企画政策課
50	性別記載の基本方針に基づく対応の実施	新規	性別記載にの基本方針に基づき、公的書類の申請書等に対する性別記載欄の廃止または自由記載欄の設定等の対応を図る。	企画政策課

基本的施策12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVや性暴力、セクシュアルハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図る必要があります。

DVには、殴ったりする「身体的暴力」だけではなく、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」などがあり、新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生の防止、早期発見、相談事業の充実、市民への意識啓発を行うとともに、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、講座を実施していきます。

また、性別等に基づくハラスメントの防止に向けた情報発信や啓発を行います。

さらに、被害者の相談や支援を行うため、相談窓口の周知に取り組みるとともに、関係部局や関係機関との連携を図り、自立までの支援する体制を整備します。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
30	DV・性暴力の相談窓口の認知度	—	70%	こども希望課 企画政策課
31	デートDV講座の開催（中高校生向け）	0校	2校	企画政策課
32	セクシュアルハラスメント防止のための情報提供の回数	0回	2回	企画政策課
33	女性相談の予約時から面接実施までの日数 (毎週火曜日実施)	36日	14日	企画政策課

具体的施策の方向

① DVの根絶に向けた啓発と防止対策の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
51	DVの理解促進と相談窓口の周知	新規	DVの正しい理解を促すとともに、DV相談窓口を広く周知する。	こども希望課 企画政策課
52	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に伴う意識啓発の実施	新規	女性に対する暴力をなくす運動期間等を通じ、パープルリボンを活用した啓発や情報提供を行う。	企画政策課
53	人権週間との連携啓発	継続	人権週間と連携し、あらゆる暴力の根絶へ向けた啓発を図る。	福祉課
54	高齢者虐待防止事業の構築	継続	高齢者虐待防止マニュアルの作成や「掛川市やむを得ない事由による措置要綱」の規定により、高齢者虐待防止事業の構築を図る。	長寿推進課
55	デートDV講座の実施	継続	中学生及び高校生向けにデートDV講座を実施し、デートDV未然防止を図る。	企画政策課
56	小学校高学年及びその保護者等へのデートDV防止の啓発	新規	小学校高学年及びその保護者に対し、暴力を容認しない意識を育成するための情報提供を行う。	企画政策課
57	DVが子どもに及ぶ影響への理解の促進	新規	面前DVが子どもへの虐待にあたることやDVが及ぶ影響について、正しい理解を深めるための啓発を行う。	企画政策課

② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発の防止対策の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
58	静岡県性暴力被害者支援センターSORAの周知	新規	24時間365日相談受付ができる静岡県性暴力被害者支援センターの周知を図る。	企画政策課 危機管理課

59	「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)に伴う意識啓発の実施	新規	「若年層の性暴力被害予防月間」を通じ、若年層のさまざまな性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知を行う。	企画政策課
60	生命(いのち)の安全教育の推進	新規	子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において「生命(いのち)の安全教育」を実施する。	学校教育課

③ セクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発と防止対策の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
27	事業所に対するハラスメント防止に関する啓発【再掲】	新規	職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、事業者及び労働者に対する啓発を行う。	企画政策課 産業労働政策課
61	セクシュアルハラスメント防止に向けた啓発や情報発信	新規	ホームページや情報誌を活用し、ハラスメント防止に向けた啓発や情報発信を行う。	企画政策課

④ 相談から自立までの支援を支える体制の強化

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
62	DV相談窓口の周知	継続	DV相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境づくりを行う。	こども希望課
63	相談事業の充実と周知	継続	家庭児童相談や女性相談等、各種相談事業の充実及び周知を行う。	企画政策課 こども希望課
64	DV等被害者への対応	継続	関係各課、関係機関等と連携し、女性への暴力に関する早期発見、早期対応により、解決策に努めるとともに、被害者の適切な保護・救済を行う。	こども希望課

基本的施策13 困難を抱えている人々への支援体制

すべての人が生き活きと幸せを感じながら暮らすことができるためには、貧困などの困難を抱えている方、ひとり親世帯、ひきこもりや障がいのある方、高齢者など、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要とされています。

特に、女性の非正規雇用の方は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用状況の影響を受けており、就業状況が不安定となっています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、ひとり親家庭の世帯が増加しており、ひとり親家庭が自立して地域で生活できるよう就業支援や経済支援を行っていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
34	高等職業訓練促進給付金等の支給者	1人	2人	こども希望課
35	子育て家族への経済的不安を軽減する制度が充実していると感じる割合	13.4%	18.0%	こども希望課
36	障がいのある方が6カ月以上継続して就労している定着率	60.0%	66.0%	福祉課
37	若者サポートステーションかけがわ相談件数	1,235件	1,455件	産業労働政策課

具体的施策の方向

① ひとり親家庭の自立支援体制の充実

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
65	ひとり親家庭への自立支援	継続	相談対応により、家庭状況にそった経済的支援、就業支援、子育て支援等を行う。	こども希望課

② さまざまな困難を抱えている人々への支援体制の充実

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
66	子育てする貧困世帯等への支援	継続	子育てする貧困世帯等を適切なサービスにつなげ、関係機関との連携を図りながら早期発見・早期対応に努め、家庭状況にあわせた支援を行う。	こども希望課
67	母子保健対策の充実	継続	産前産後の保健指導や家庭訪問を充実する等、妊娠出産と子育て時期を通じた女性の健康支援を行う。	健康医療課
68	ひきこもり支援（マイノリティの配慮した）居場所の設置	新規	性的マイノリティにのみならず、生きづらさを感じている女性をベースに週一回、「なでしこ Room」（仮）と名付けた居場所・相談スペースを設置する。	福祉課
69	障がいのある方への支援の充実	継続	障がいがある方の人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で、健やかで幸せな生活を送れるように支援者が連携し、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。	福祉課
70	高齢者支援の充実	継続	地域包括支援センターを活用し、地域における困難を抱える高齢者の支援を行う。	長寿推進課

基本的施策14 生涯にわたる健康支援

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要です。

女性は妊娠・出産期、また、男女がともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ）の視点も含め、正しい知識と理解の促進を図る啓発を行います。

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識の啓発や、健康づくりへの支援を行っていきます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
38	胃がん検診の受診率	10.1%	11.0%	健康医療課
39	乳がん検診の受診率	18.1%	19.0%	健康医療課
40	子宮頸がん検診の受診率	30.1%	31.0%	健康医療課
41	学校における性教育の実施率	100%	100%	学校教育課
42	性教育講座の受講者数	0人	150人	健康医療課

具体的施策の方向

① 男女の生涯にわたる健康支援

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
71	健康教育・健康相談における意識啓発と問題への対応	継続	健康教育・健康相談において、性と生殖、健康に関する意識啓発と問題への対応を図る。	健康医療課
72	各種健康診査の充実	継続	各種健康診査を充実させ、各年代、性別に応じた健康支援を行う。	健康医療課

② 「性と生殖に関する健康と権利」についての意識の啓発

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
73	子どもの発達段階に応じた性教育の推進	継続	子どもの発達段階に応じた性教育を推進し、性に関する正しい理解を促す。	学校教育課
74	性感染症予防の啓発	継続	パンフレットや各種講座を通じ、性感染症予防の啓発を行う。	健康医療課
75	家庭・社会などにおける性の尊重と正確な理解の促進	継続	様々な機会を通じ、家庭や社会などにおける性の尊重と理解の促進に関する啓発を行う。	健康医療課

基本的施策15 国際協調に基づく男女共同参画の推進

多様性を尊重した地域社会を築いていくことが男女共同参画社会の実現につながります。

国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、共に地域を支えていく仲間として、互いを認め合いながらまちづくりに参画する多文化共生社会の実現を目指しています。そのため、外国人市民がさまざまな行政サービスや災害時の情報を得られるよう対応が求められます。

外国人市民が地域社会へ参画するよう促すとともに、多言語での情報発信や外国人市民の多様な相談に対応できる体制を整備し、相互理解の促進を図ります。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
43	国際交流団体会員数及び在住外国人支援ボランティア数	766人	940人	企画政策課
44	国際交流事業の実施回数（インターナショナルフェア・国際姉妹都市交流事業など）	1回	7回	企画政策課

具体的施策の方向

① 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
76	在住外国人に対する相談体制の整備	継続	外国人児童・生徒・保護者からの多様な相談に対応できる体制を整備し、相互理解の促進を図る。	企画政策課

② 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際理解の促進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
77	国際交流活動事業の開催	継続	在住外国人と地域住民との多文化共生推進事業を開催し、相互理解を深める場を提供する。	企画政策課
78	国際交流活動の推進	継続	国際理解を深めるため、国際姉妹都市等との交流活動への市民参加を促進する。	企画政策課
79	A L T派遣事業による国際理解	継続	A L Tによる授業や楽しい英語教室などによる国際交流を通じ、多様な価値観の理解の推進を図る。	学校教育課

基本目標 4 / 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

基本的施策16 市職員の男女共同参画の促進

掛川市において、男女共同参画社会を推進するためには、掛川市役所における男女共同参画の取り組みが重要となります。

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の更なる拡大に向けて、掛川市役所が模範となるよう、女性職員の管理職登用や男性職員の育児休業取得の促進など、積極的な取組を進めます。また、「掛川市特定事業主行動計画」の積極的な周知と推進に努めます。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
45	市職員の管理職における女性の割合	17.3%	24.0%	行政課
46	市職員の年次休暇の取得日数	9.2日	10日	行政課
47	市男性職員の育児休業取得率	5.3%	30.0%	行政課

具体的施策の方向

① 市役所における女性活躍の推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
80	職員対象の男女共同参画研修会及び情報提供の実施	継続	全庁における各施策について、男女共同参画の視点に立った執行が行われるよう、職員対象の男女共同参画研修会を実施する。	行政課
81	管理職等への女性の積極的登用	継続	管理職等役職者への女性職員の意識的登用と候補者の育成を行う。	行政課
82	ハラスメント防止に関する庁内体制の整備	継続	庁内におけるハラスメント被害に関する相談窓口の開設など、ハラスメント防止に向けた職員意識の徹底と相談体制の整備を行う。	行政課

② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実現

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
83	特定事業主行動計画の全庁周知・促進	継続	庁内における「掛川市特定事業主行動計画」の積極的な周知と展開を図り、職場優先意識の改革、男性職員の育児参加等を促す。	行政課
84	育児休業・介護休業制度の周知・環境整備	継続	男女とも育児休業・介護休業制度の周知を図り、併せて取得しやすい環境整備に努める。	行政課

基本的施策17 男女共同参画社会の啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっている性別に基づく固定的性別役割分担意識を人々の意識から無くしていくことは重要です。

男女共同参画を市民が正しく理解できるよう、男女共同参画のイベント・講座の開催や、情報誌の発行など、積極的に情報提供を行い、地域、学校、企業等と連携しながら、施策の推進を図ります。

【 成果指標 】

No.	成果指標	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	担当課
48	男女共同参画に関する各種啓発講座や講演会の開催回数	2回	3回	企画政策課
49	推進委員による出前講座開催	1回	2回	企画政策課
50	企業との情報交換会の数	0回	1回	企画政策課

具体的施策の方向

① 男女共同参画に関する情報の提供

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
85	男女共同参画に関する情報誌・意識啓発パンフレットの作成・配布	継続	市民への情報提供と意識啓発のため、情報誌（ゆめこらぼ）を発行する。	企画政策課
86	各種講座、講演会の開催	継続	人権尊重や男女共同参画に関する各種啓発講座・講演会を開催する。	企画政策課
87	男女共同参画週間の周知	継続	男女共同参画週間の周知を図り、男女共同意識の定着に努める。	企画政策課
88	男女共同参画推進に関する書籍・情報誌等の展示による啓発	継続	男女共同参画推進に関する書籍や情報誌等を設置し、市民への啓発を図る。	企画政策課

② 男女共同参画に関する調査・研究と推進

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
89	男女共同参画推進委員等による出前講座の実施	継続	男女共同参画推進委員等が地域等に出向いて出前講座を実施する。	企画政策課
90	男女共同参画市民意識調査の実施	継続	男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、推進状況の把握を行う。	企画政策課

③ 地域・企業・教育機関等の連携

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
91	自治会、市民団体等への啓発	継続	自治会、市民団体等に対し、固定的性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。	企画政策課
6	企業向け啓発活動の実施【再掲】	継続	事業主に対し、女性の採用拡大、女性の職域拡大や育成、正社員転換等を通じた女性の継続雇用、女性の管理職登用の拡大など、啓発活動を行う。	産業労働政策課 企画政策課